

平成 29 年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

目 次

I	公共用水域水質測定計画	
1	目 的	1
2	測 定 期 間	1
3	測 定 地 点	1
4	測 定 項 目	1
5	測 定 方 法	2
6	測 定 回 数	2
7	測 定 機 関	2
8	測 定 結 果 報 告	2
9	公 表	2
10	そ の 他	2
	平成 29 年度 公共用水域水質測定計画概要	3
	平成 29 年度 公共用水域水質測定計画総括表	4
	別表 1 平成 29 年度公共用水域水質測定計画	8
	(1) 伊 豆 水 域 (河川、湖沼)	8
	(2) 伊豆沿岸水域 (海域)	8
	(3) 鮎 沢 川 水 域 (河川)	10
	(4) 狩 野 川 水 域 (河川)	10
	(5) 田子の浦水域 (河川)	12
	(6) 富 士 川 水 域 (河川、湖沼)	12
	(7) 奥駿河湾水域 (河川)	14
	(8) 奥駿河湾水域 (海域)	14
	(9) 西駿河湾水域 (海域)	16
	(10) 静 岡 水 域 (河川)	16
	(11) 志 太 水 域 (河川)	18
	(12) 大 井 川 水 域 (河川)	18
	(13) 榛南小笠水域 (河川)	20
	(14) 太 田 川 水 域 (河川)	20
	(15) 天 竜 川 水 域 (河川、湖沼)	22
	(16) 馬 込 川 水 域 (河川)	22
	(17) 浜 名 湖 水 域 (河川、湖沼、海域)	24
	(18) 梅 田 川 水 域 (河川)	26
	(19) 遠 州 灘 水 域 (海域)	26
	別 図 公共用水域水域別測定地図点	28
	別表 2 公共用水域水質測定方法等	51
	別表 3 公共用水域水質測定結果表	52
	参考資料	53
II	地下水の水質測定計画	
1	目 的	64
2	測 定 期 間	64
3	測 定 地 点	64
4	測 定 項 目	65
5	測 定 方 法	65
6	測 定 回 数	65
7	測 定 機 関	65
8	測 定 結 果 報 告	65
9	公 表	65
10	そ の 他	65
	平成 29 年度地下水の水質測定計画総括表	66
	別表 1 平成 29 年度地下水の水質測定計画	69
	(1) 環境モニタリング	69
	(2) 定点モニタリング	71
	別表 2 地下水の水質測定方法等	74
	別表 3 地下水の水質測定結果表	75

I 公共用水域水質測定計画

平成 29 年度 公共用水域水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により、静岡県内の区域に属する公共用水域の水質の状況を常時監視するため、必要な事項を定めたものである。

2 測定期間

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで

3 測定地点

測定地点は、別表 1 に記載されている地点とする。

河川、湖沼、海域別の測定地点数は、次のとおりである。

区 分	河川等数	測定地点数			
		環境基準地点数	補助地点数	その他	合 計
河 川	75	64	16	37	117
湖 沼	4	2	1	2	5
海 域	5	54	4	0	58
計	84	120	21	39	180

4 測定項目

(1) 各測定地点における測定項目は、次の項目の中から水域の特性に応じて選定する。

区 分	項目名
生活環境項目	pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全リン、全亜鉛、ノルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層 DO
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン
特殊項目	銅、クロム
その他の項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、リン酸性リン、塩素イオン

(2) 流量観測は、原則として採水時に採水地点において測定する。ただし、流量観測が困難な水域については、他の公共機関で行っている流量測定値をもって替えることができる。

5 測定方法

(1) 採水時期

採水日前、晴天が続き、水質状態が安定している日を選んで採水する。

(2) 採水部位

河川については、原則として流心とする。

海域及び湖沼については、別表 1 の各水域ごとに記載されている部位とする。

(3) 測定方法

原則として別表 2 に掲げる方法によるものとする。

6 測定回数

別表 1 に記載されている回数を測定する。

7 測定機関

別表 1 に記載されている調査担当機関とする。

8 測定結果報告

測定結果の報告は、別表 3 の様式により翌月 20 日までに静岡県知事へ報告するものとする。

ただし、健康項目について、水質環境基準を超える測定結果が得られたときは、速やかに静岡県知事に連絡するものとする。

9 公表

水質汚濁防止法第 17 条の規定により、測定結果は、年 1 回以上公表するものとする。

10 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上、別に定めるものとする。

平成 29 年度 公共用水域水質測定計画概要

1 測定地点及び測定項目について

19 水域、180 地点で測定し、延数は生活環境項目 12,020、健康項目 6,277、特殊項目 419、その他項目 4,812、合計 23,528 項目である。

() は県実施分

年 度	29 年度	28 年度	増減	
水 域 数	19 (15)	19 (15)	0 (0)	
測 定 地 点 数	180 (96)	180 (96)	0 (0)	
項 目 数	生活環境項目	12,020 (4,748)	12,398 (5,126)	-378 (-378)
	健康項目	6,277 (2,266)	6,499 (2,488)	-222 (-222)
	特殊項目	419 (134)	419 (134)	0 (0)
	その他項目	4,812 (2,164)	4,864 (2,216)	-52 (-52)
	合 計	23,528 (9,312)	24,180 (9,964)	-652 (-652)

2 平成 28 年度からの主な変更点

- ・ 静岡県が、過去 10 年以上報告下限値未満の地点の健康項目について、測定回数を年 2 回とした。
- ・ 静岡県が LAS、ノニルフェノールが報告下限値未満の地点について、測定回数を年 1 回、検出があった地点については測定回数を年 2 回とした。
- ・ 静岡県が類型指定されていない河川（横須賀川を除く）について、BOD が概ね 5 mg/L 以下の水質の地点については測定回数を年 4 回とし、横須賀川については測定回数を年 6 回に削減した。
- ・ 静岡県が一碧湖、田貫湖については測定回数を年 4 回に削減した。
- ・ 静岡県が測定補助地点については、測定回数を年 4 回に削減した。
- ・ 静岡県が全窒素の最大値が 5 mg/L 以下、全磷の最大値が 0.1 mg/L 以下の測定地点について測定回数を年 2 回に削減（浜名湖及び浜名湖に流入する河川を除く）。
- ・ 静岡県が浜名湖水域 4 地点で底層の pH、DO、塩素イオンの測定を年 12 回新たに実施する。

平成29年度 公共用水域水質測定計画総括表

番号	水域名	測定地点数	年間延採水回数				項目数					調査担当機関
			通年	通日	一般	合計	生活環境項目	健康項目	特殊項目	その他の項目	合計	
1	伊豆水域 (河川、湖沼)	11	72	-	24	96	485	282	24	152	943	静岡県
2	伊豆沿岸水域 (海域)	11	-	-	132	132	450	-	-	132	582	静岡県 沼津市
3	鮎沢川水域 (河川)	2	24	-	-	24	115	50	4	28	197	静岡県
4	狩野川水域 (河川)	13	168	11	8	187	1,036	417	37	212	1,702	国土交通省 静岡県
5	田子の浦水域 (河川)	13	156	13	-	169	881	614	12	208	1,715	静岡県 沼津市 富士市
6	富士川水域 (河川、湖沼)	5	48	-	8	56	349	151	15	108	623	国土交通省 静岡県
7	奥駿河湾水域 (河川)	10	-	-	66	66	570	440	32	102	1,144	静岡県 沼津市
8	奥駿河湾水域 (海域)	18	72	-	276	348	1,380	312	28	376	2,096	静岡県 沼津市 富士市
9	西駿河湾水域 (海域)	11	-	-	132	132	586	220	20	152	978	静岡県 静岡市
10	静岡水域 (河川)	6	36	-	22	58	478	262	26	83	849	国土交通省 静岡市
11	志太水域 (河川)	8	72	-	8	80	393	352	16	112	873	静岡県
12	大井川水域 (河川)	5	36	-	8	44	278	170	18	52	518	国土交通省 静岡県
13	榛南小笠水域 (河川)	13	120	-	18	138	790	468	41	157	1,456	国土交通省 静岡県
14	太田川水域 (河川)	10	84	-	12	96	464	284	24	120	892	静岡県
15	天竜川水域 (河川、湖沼)	8	48	-	18	66	478	379	34	146	1,037	国土交通省 浜松市
16	馬込川水域 (河川)	3	24	-	6	30	200	198	12	62	472	浜松市
17	浜名湖水域 (河川、湖沼、海域)	26	528	-	42	570	2,820	1,546	64	2,522	6,952	静岡県 浜松市
18	梅田川水域 (河川)	1	-	-	4	4	25	44	4	8	81	静岡県
19	遠州灘水域 (海域)	6	-	-	72	72	242	88	8	80	418	静岡県 浜松市
合	計	180	1,488	24	856	2,368	12,020	6,277	419	4,812	23,528	

河川、海域、湖沼における通年調査、一般調査、通日調査は次の測定回数、測定頻度とする。

河川

通年調査	年12回	毎月1回1日1回採水
	年24回	毎月1回1日2回採水
一般調査	年8回	1日1回採水
	年6回	1日1回採水
	年4回	1日1回採水
通日調査	年1回	2時間間隔1日13回採水

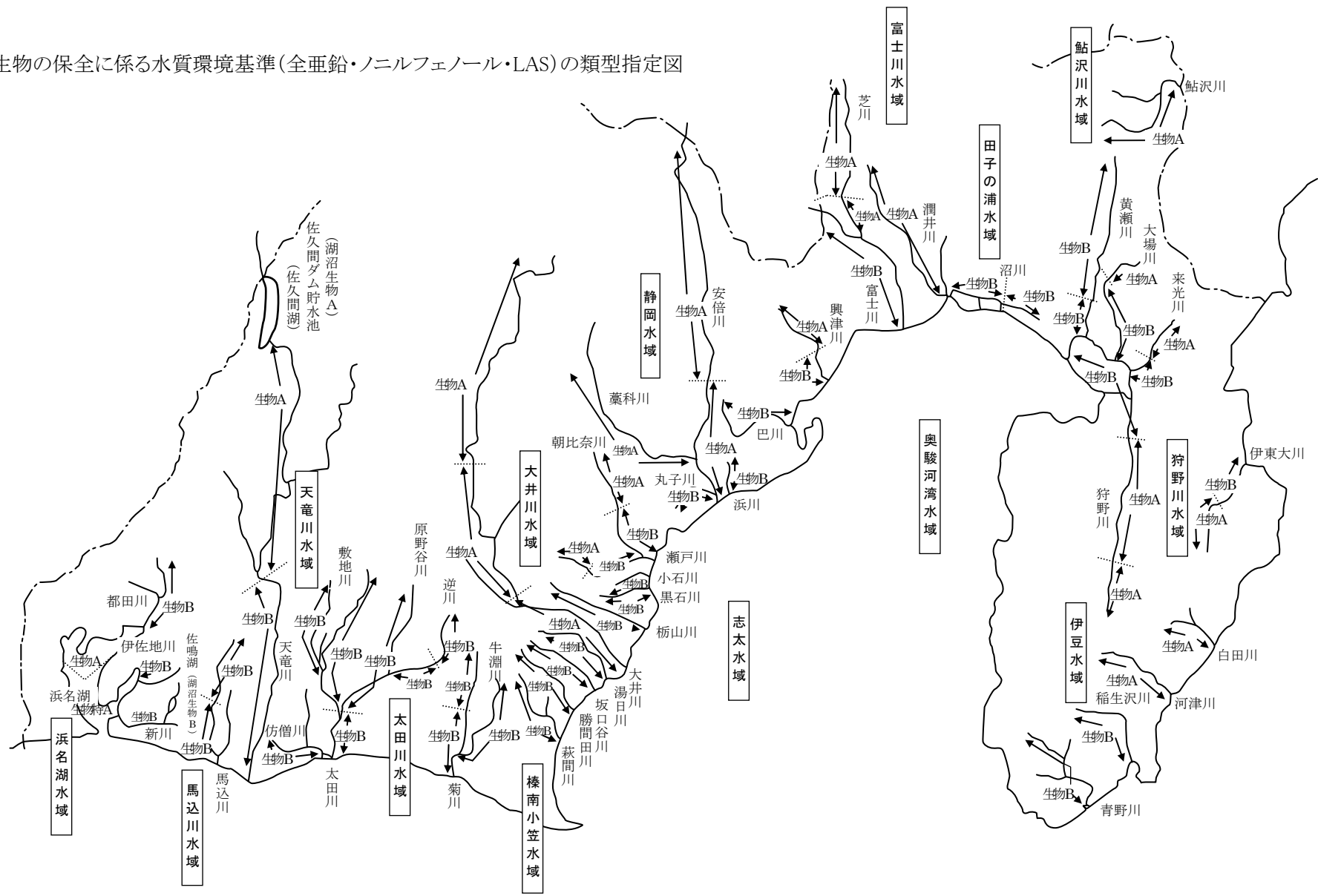
海域

通年調査	年12回	毎月1回1日1回採水
	年12回	毎月1回1日1回採水（2層、3層、4層、6層）
一般調査	年8回	1日1回採水（3層）
	年4回	1日1回採水（3層）

湖沼

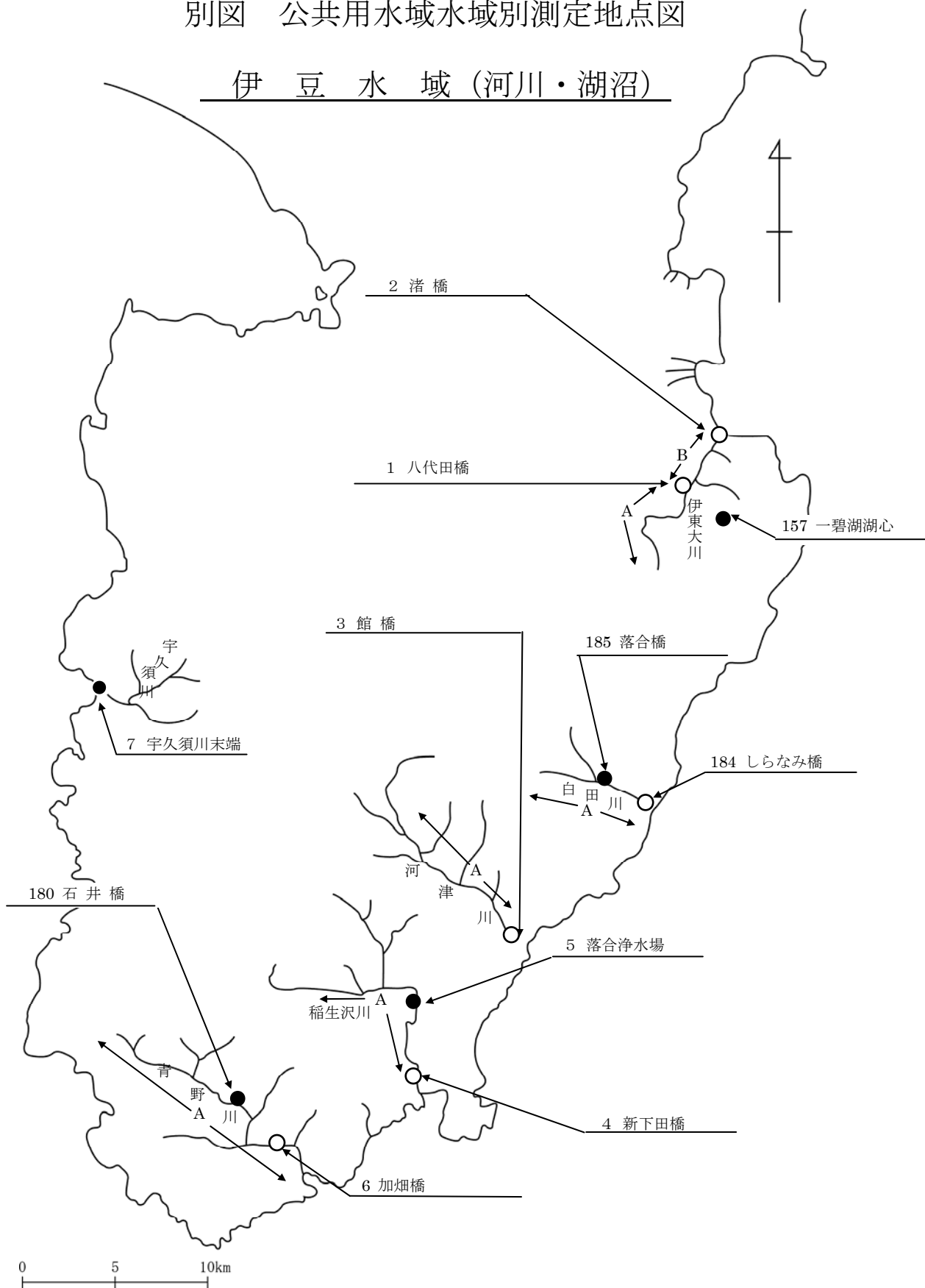
通年調査	年12回	毎月1回1日1回採水
一般調査	年6回	1日1回採水（2層）

水生生物の保全に係る水質環境基準(全亜鉛・ノニルフェノール・LAS)の類型指定図



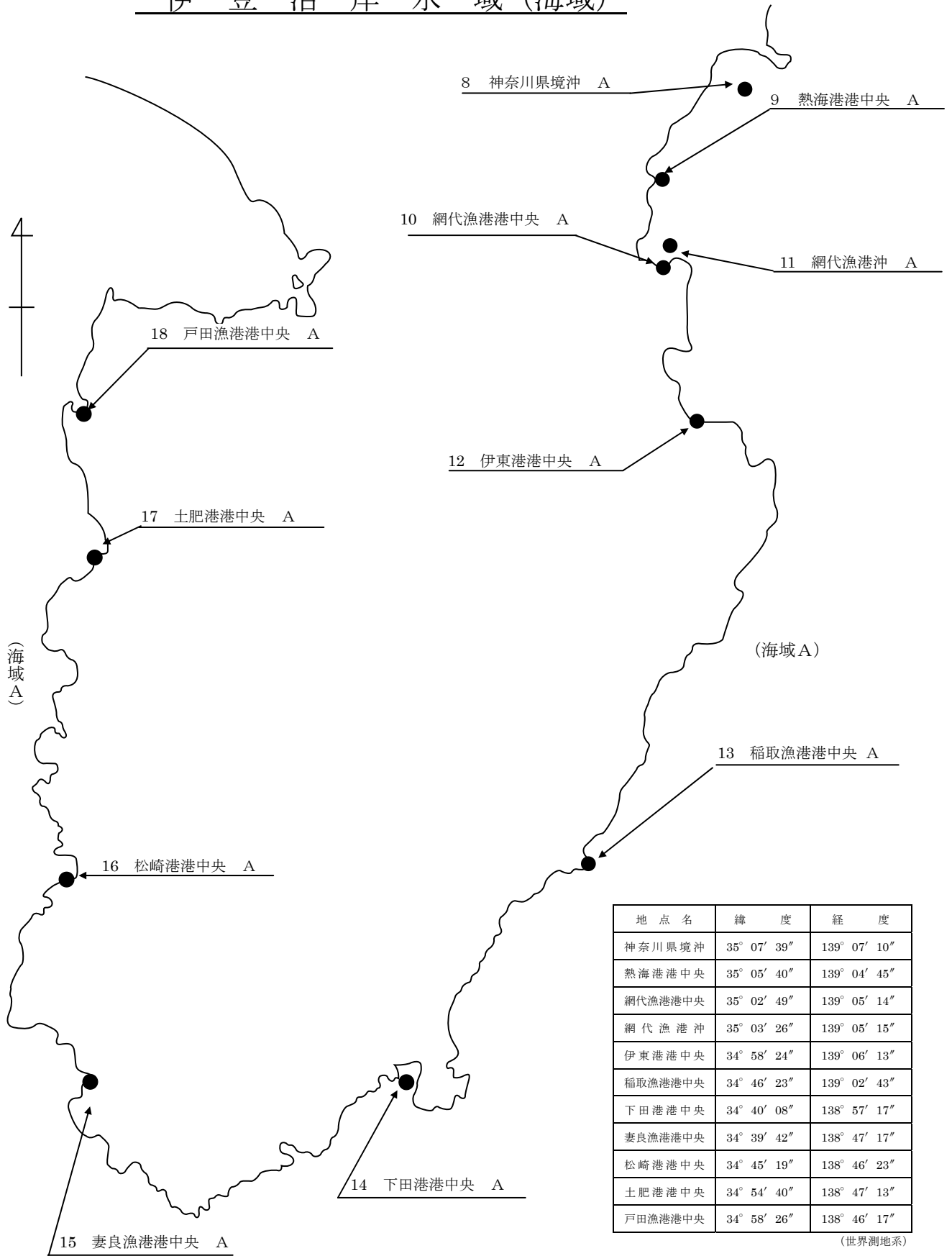
別図 公共用水域水域別測定地点図

伊豆水域(河川・湖沼)

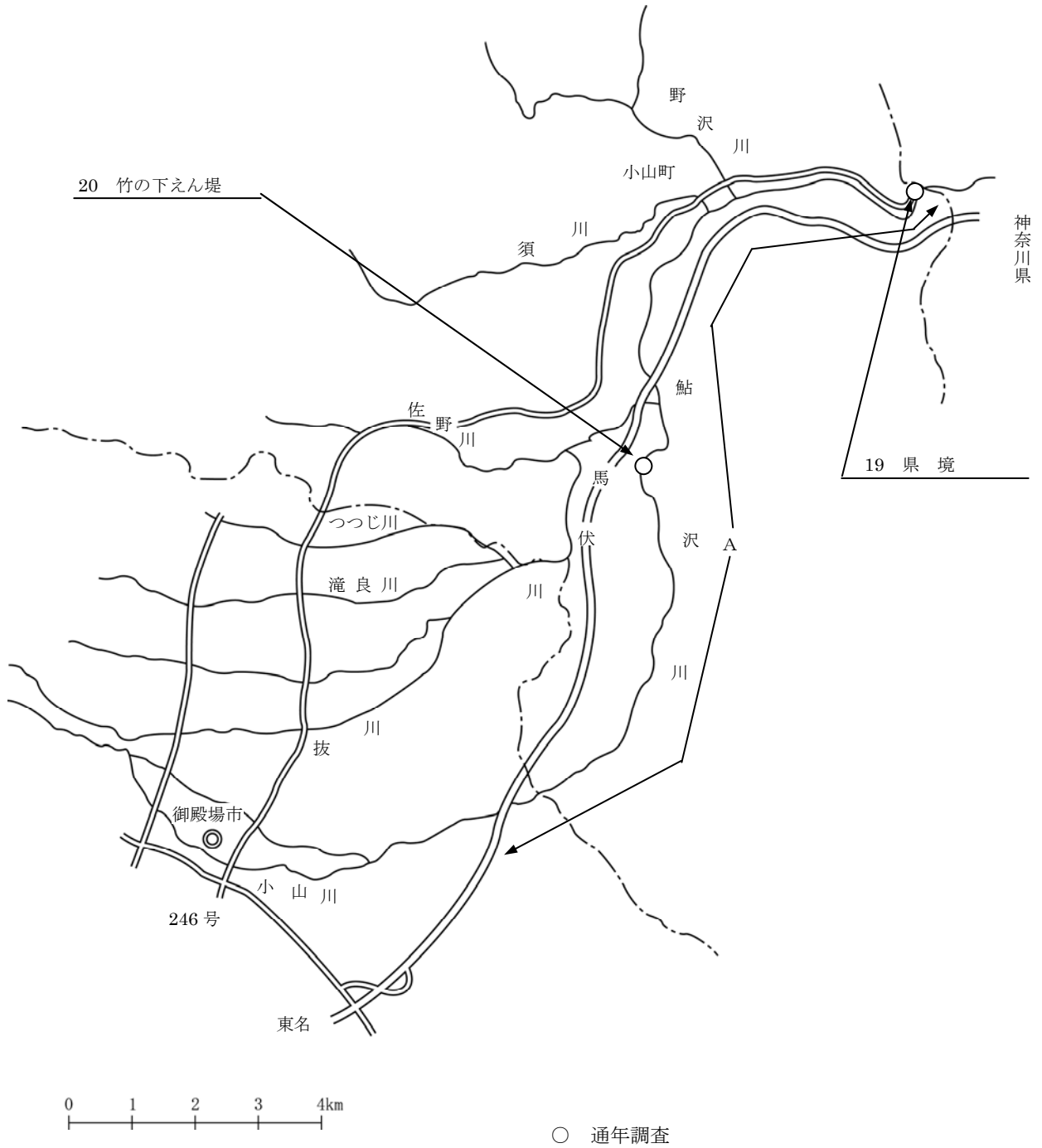


- 通年調査
- 一般調査 (年4回)

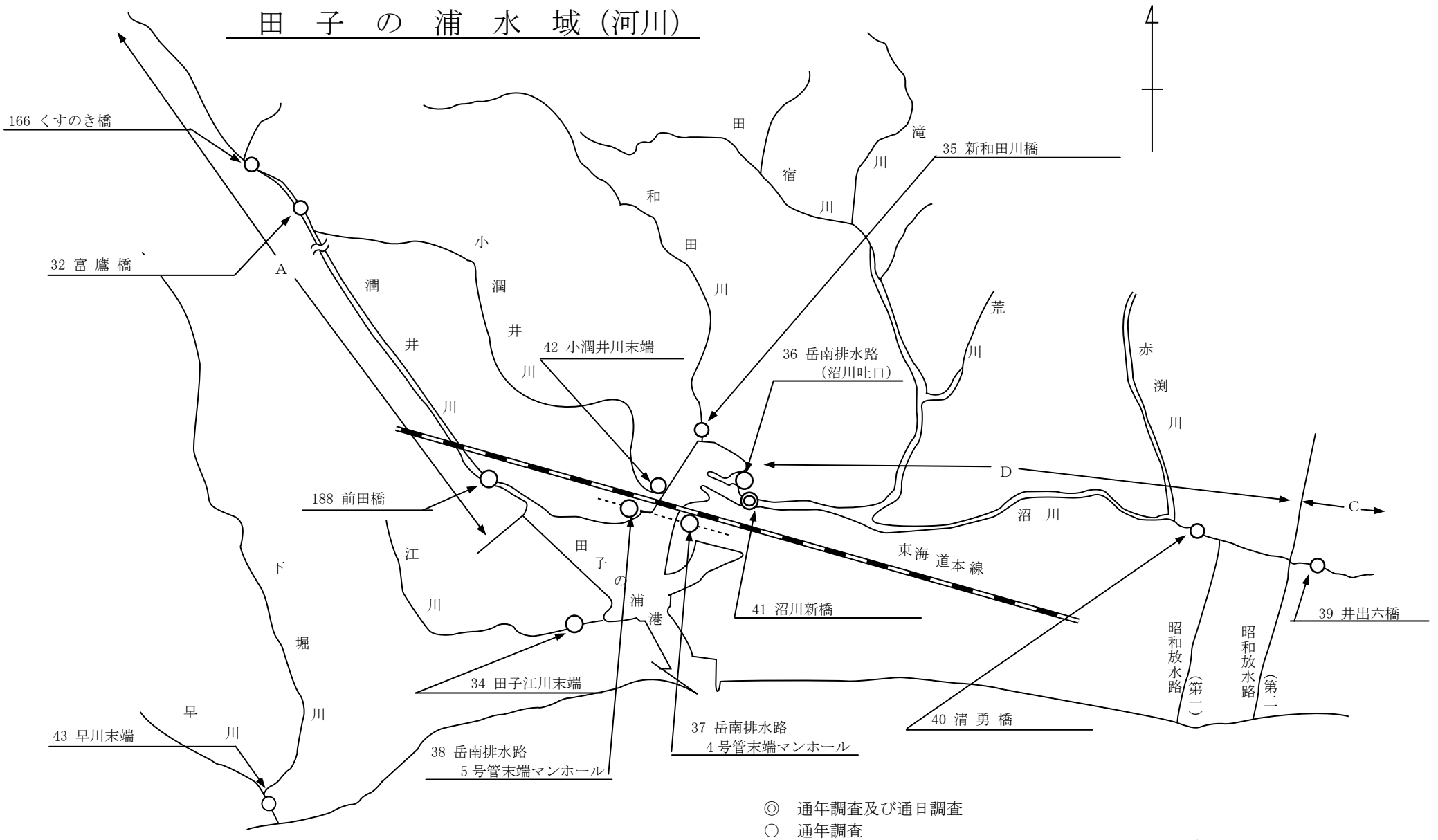
伊豆沿岸水域(海域)



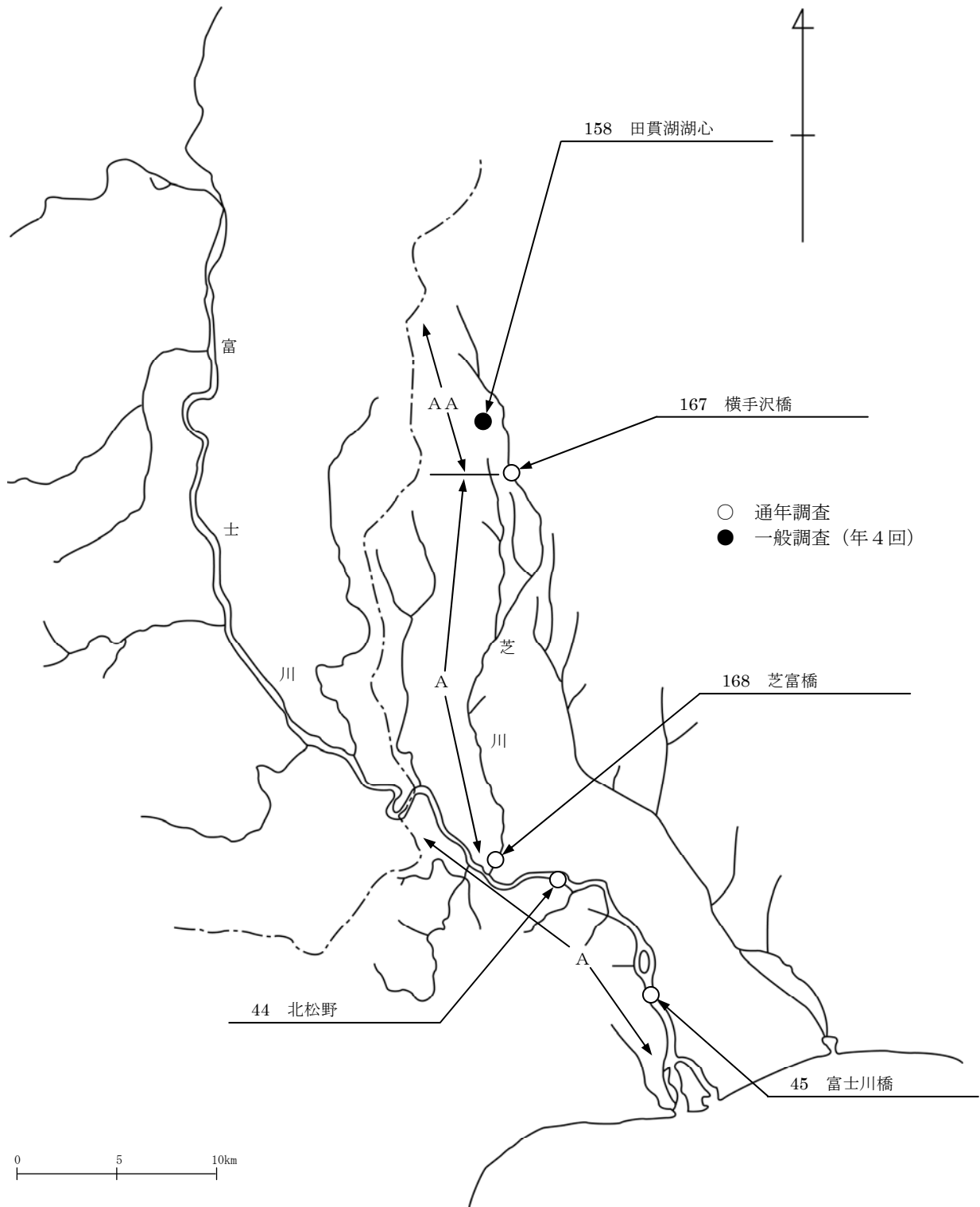
鮎沢川水域(河川)



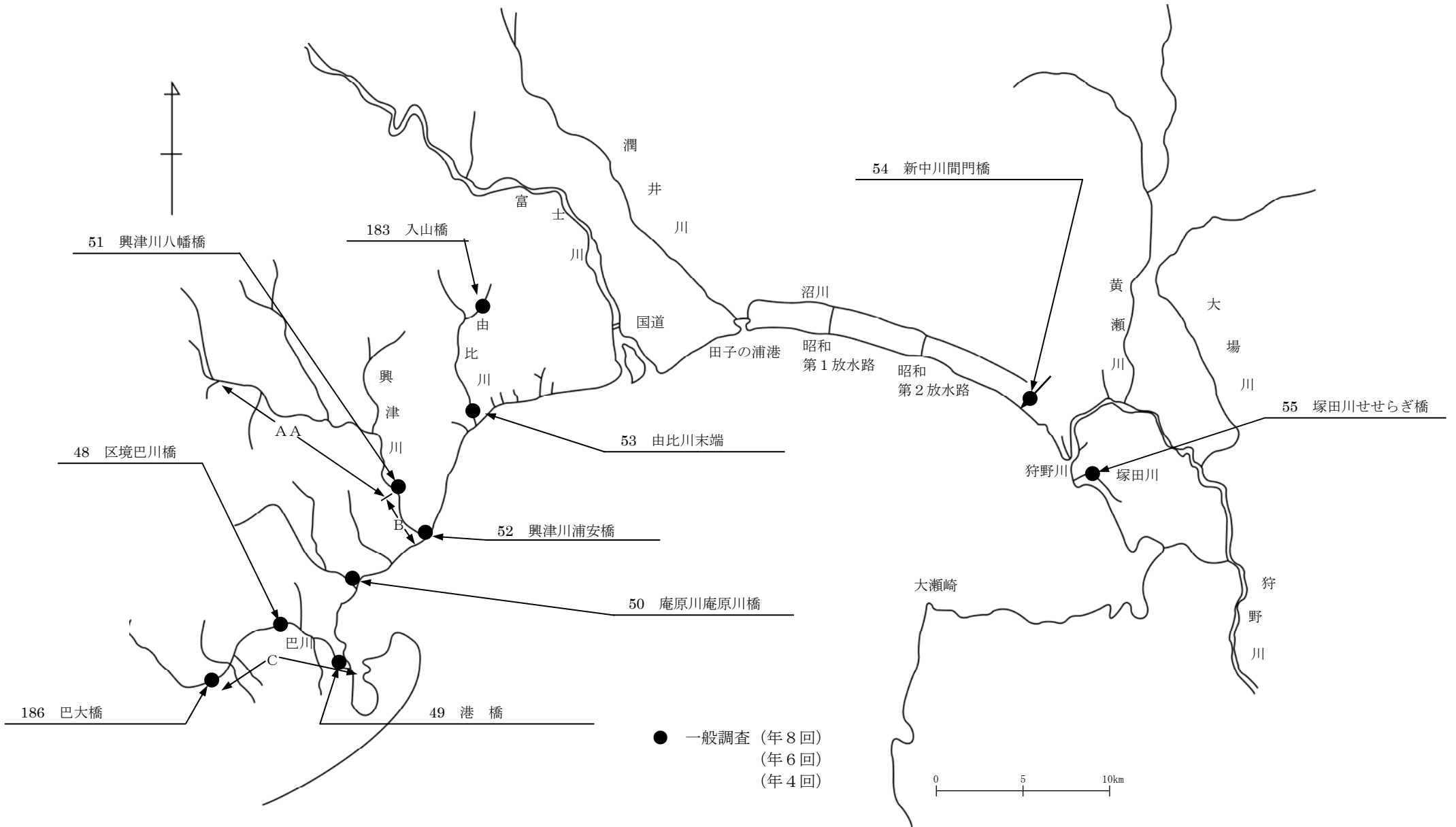
田子の浦水域(河川)



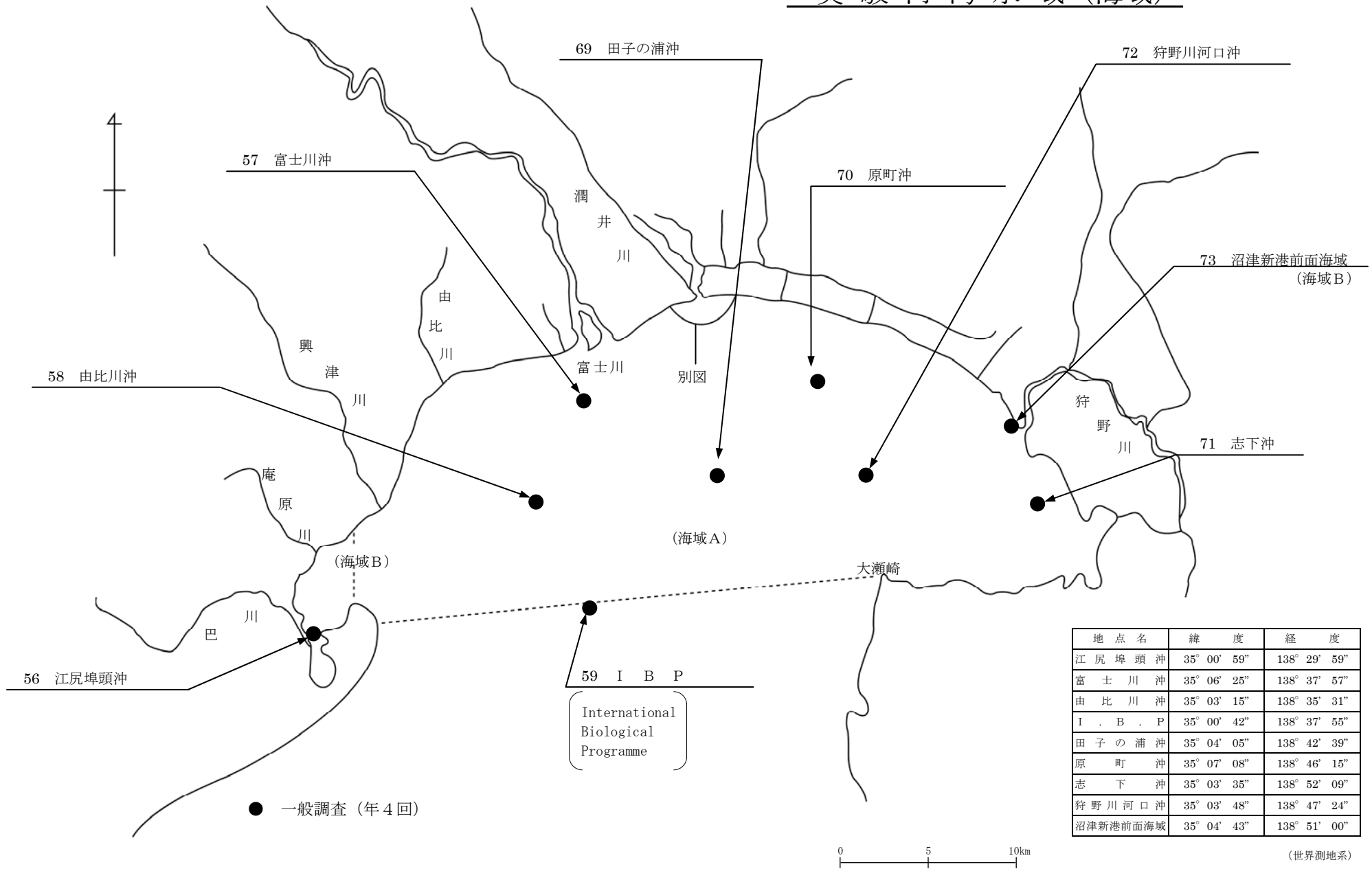
富士川水域(河川、湖沼)



奥駿河湾水域(河川)



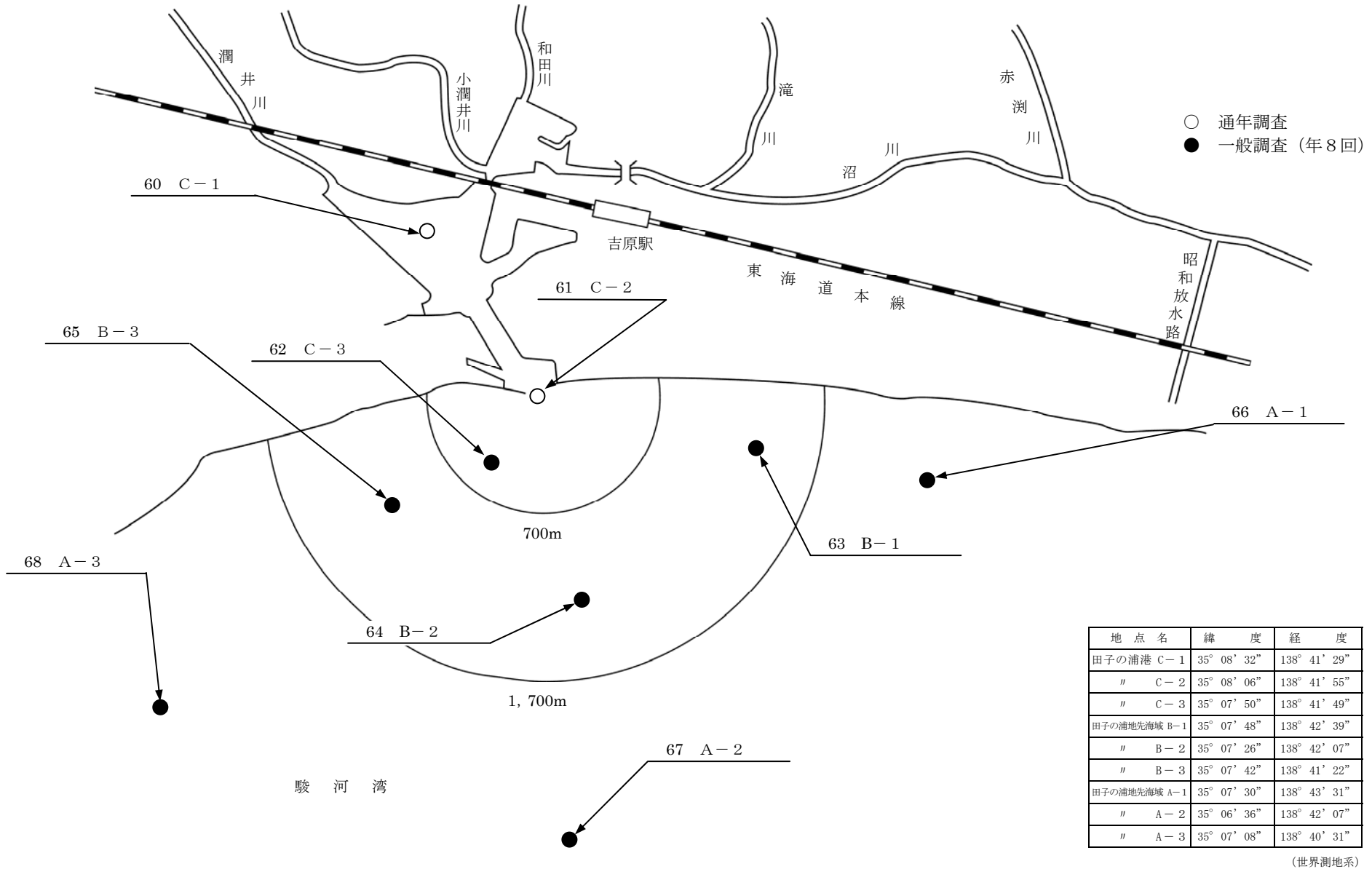
奥駿河湾水域(海域)



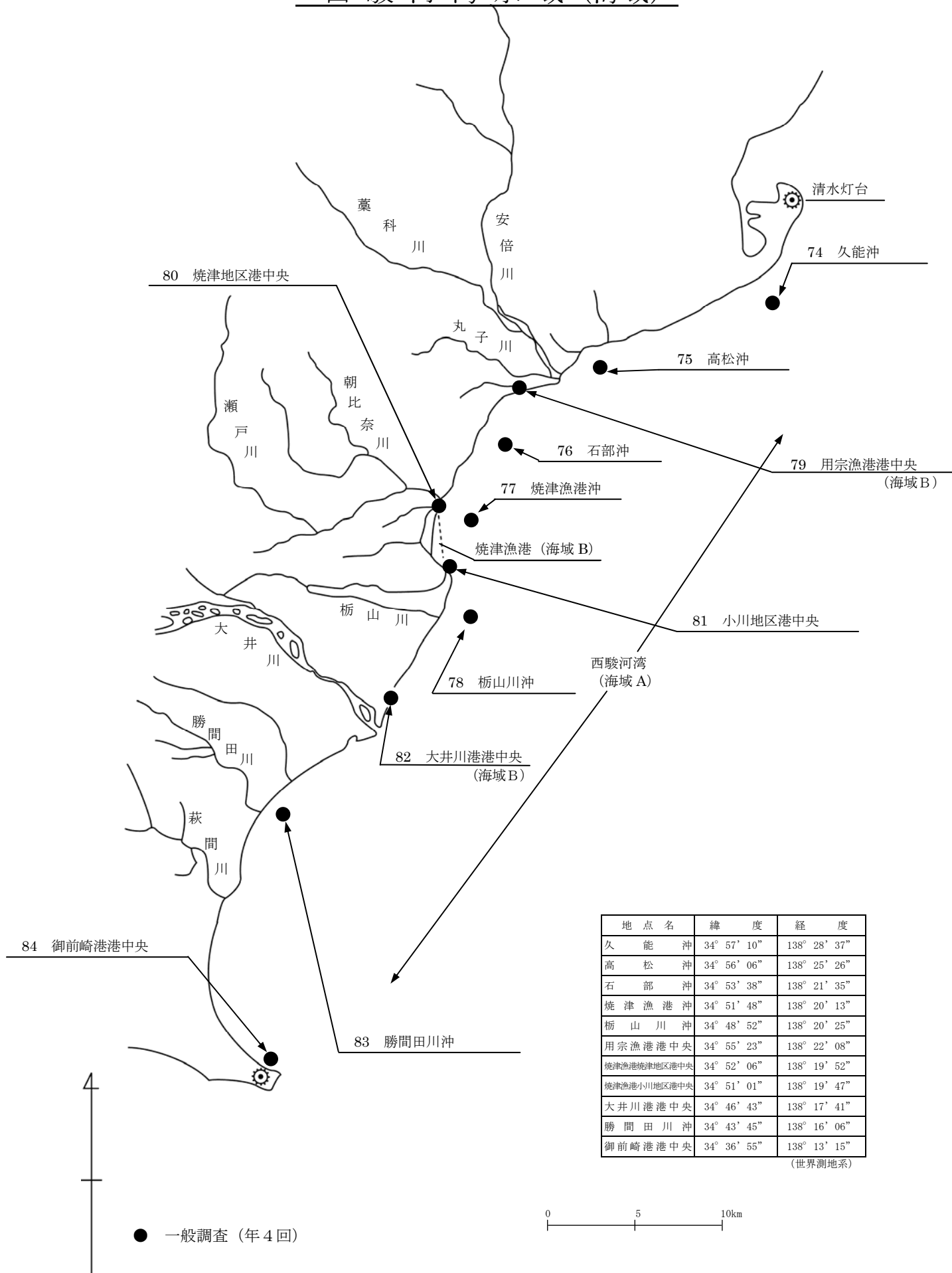
地点名	緯度	経度
江尻埠頭沖	35° 00' 59"	138° 29' 59"
富士川沖	35° 06' 25"	138° 37' 57"
由比川沖	35° 03' 15"	138° 35' 31"
I . B . P	35° 00' 42"	138° 37' 55"
田子の浦沖	35° 04' 05"	138° 42' 39"
原町沖	35° 07' 08"	138° 46' 15"
志下沖	35° 03' 35"	138° 52' 09"
狩野川河口沖	35° 03' 48"	138° 47' 24"
沼津新港前面海域	35° 04' 43"	138° 51' 00"

(世界測地系)

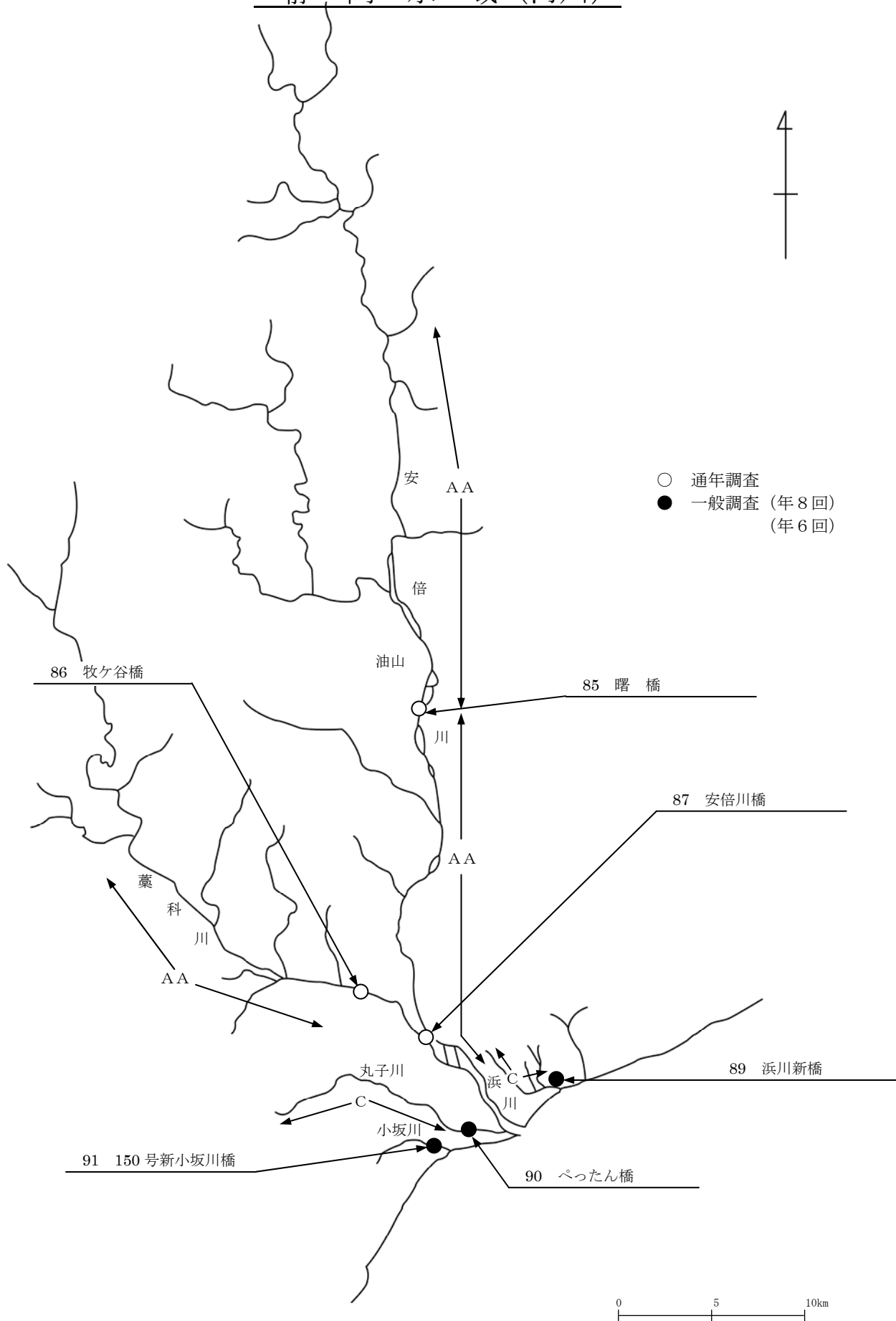
奥駿河湾水域別図(海域)



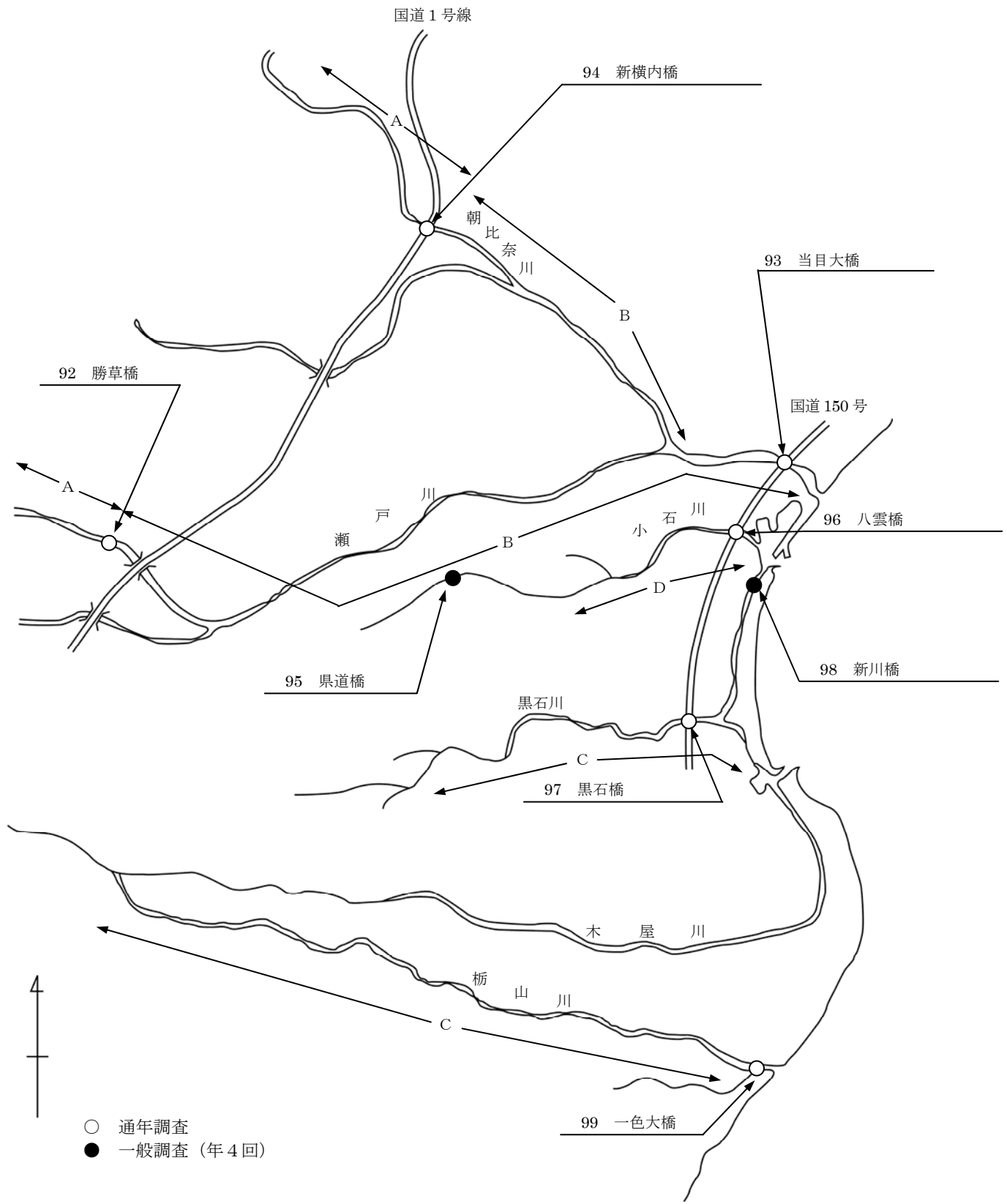
西駿河湾水域(海域)



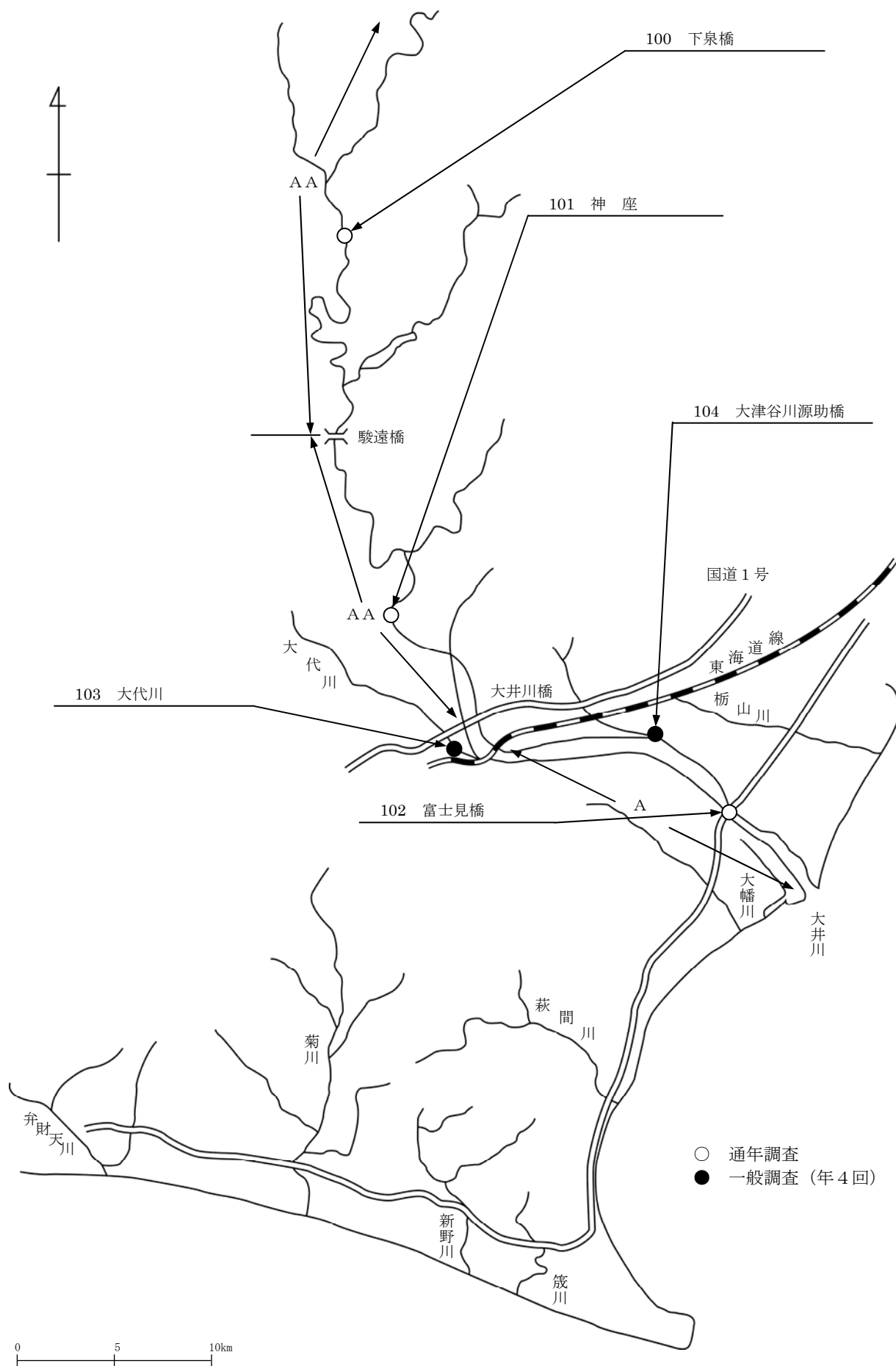
静岡水域(河川)



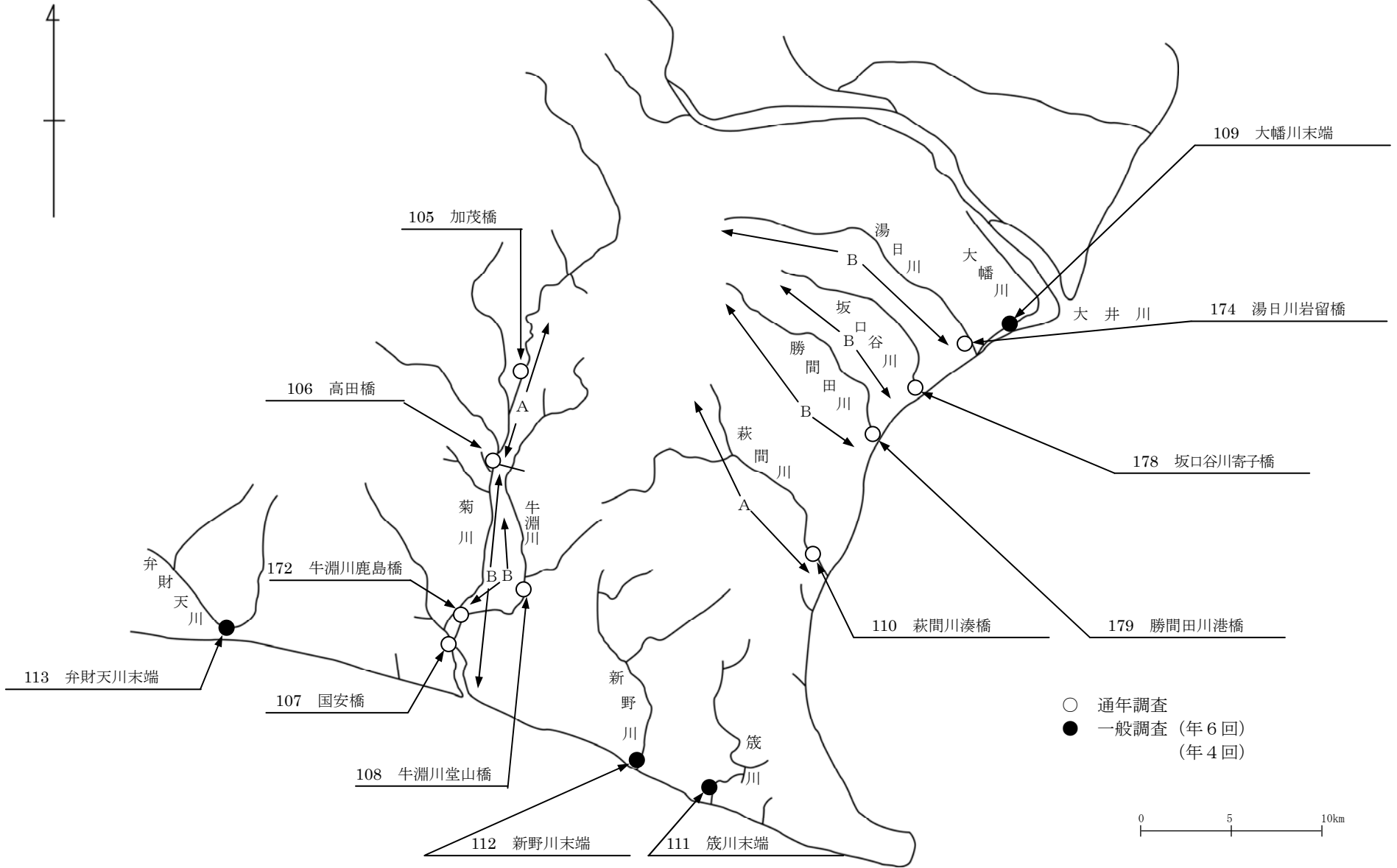
志太水域(河川)



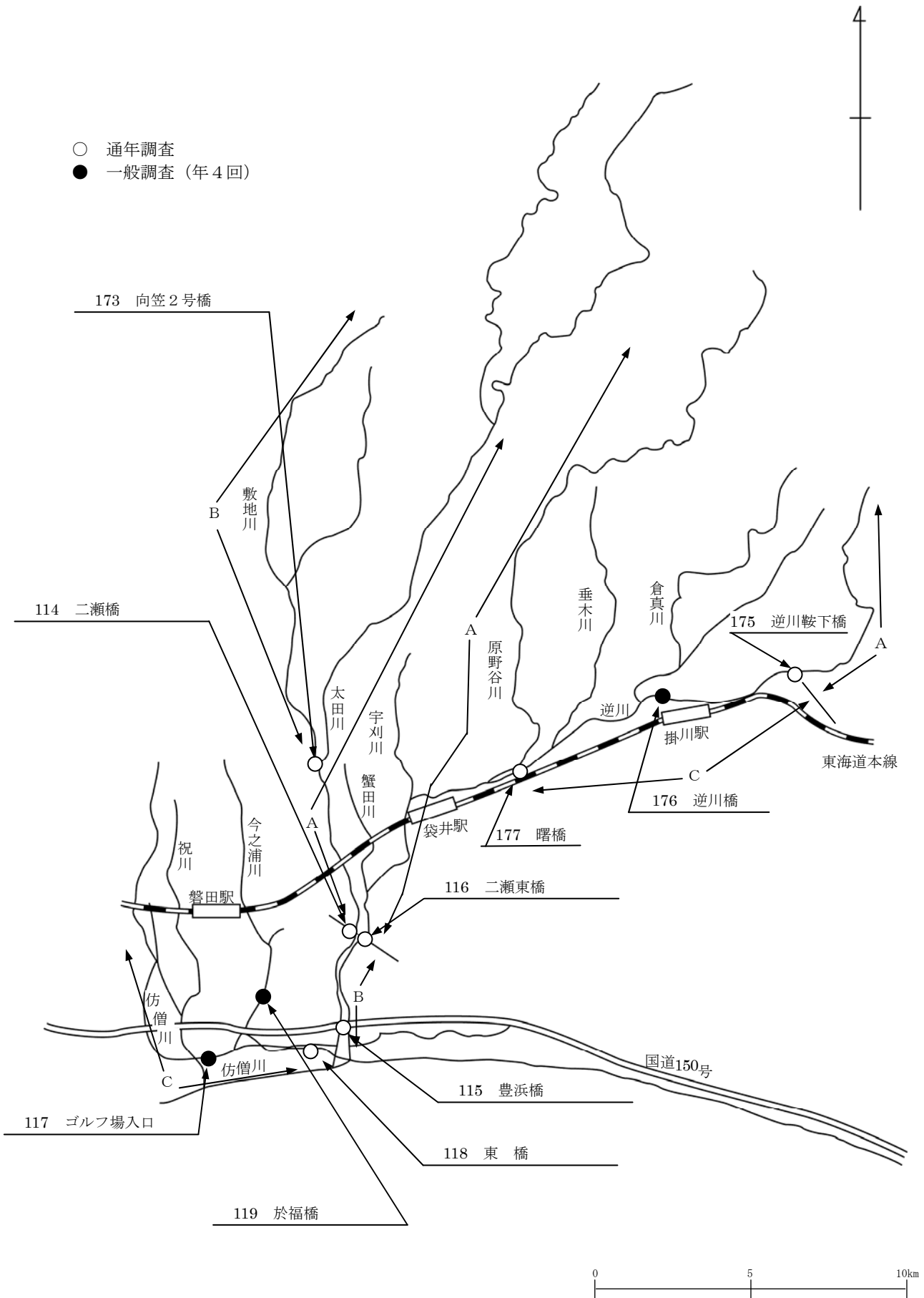
大井川水域(河川)



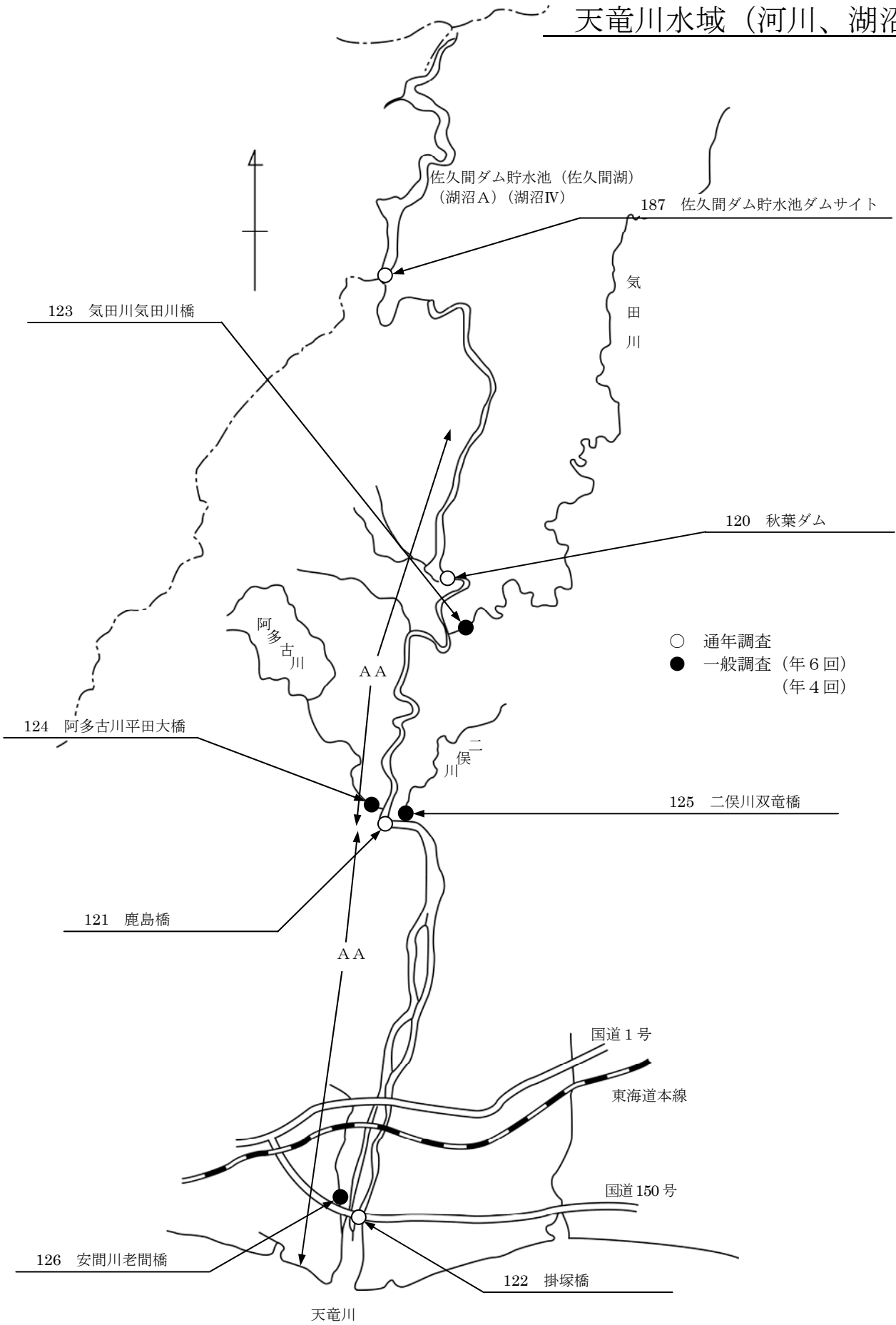
榛南小笠水域(河川)



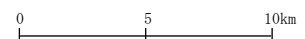
太田川水域(河川)



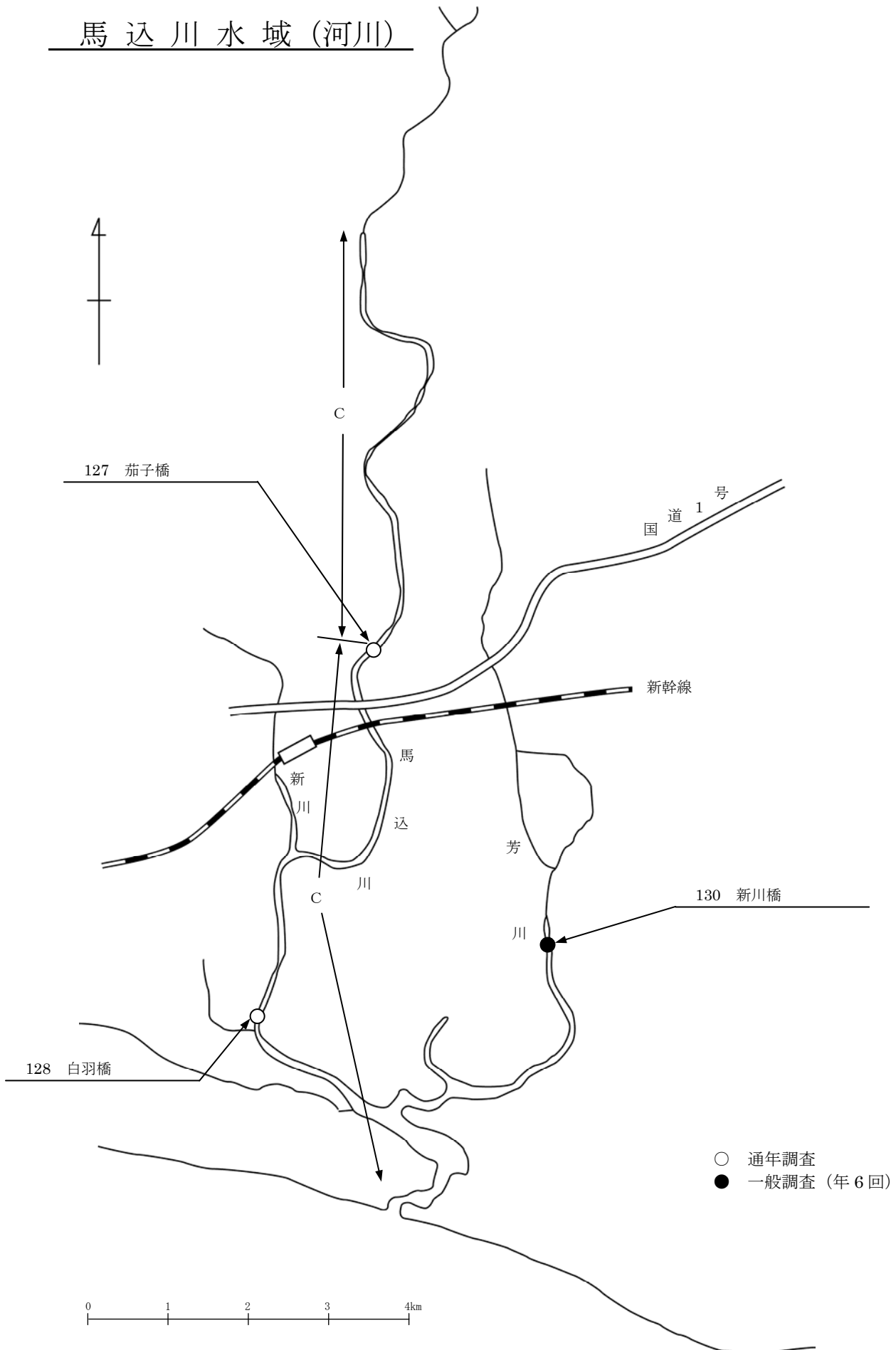
天竜川水域（河川、湖沼）



- 通年調査
- 一般調査（年6回）
（年4回）

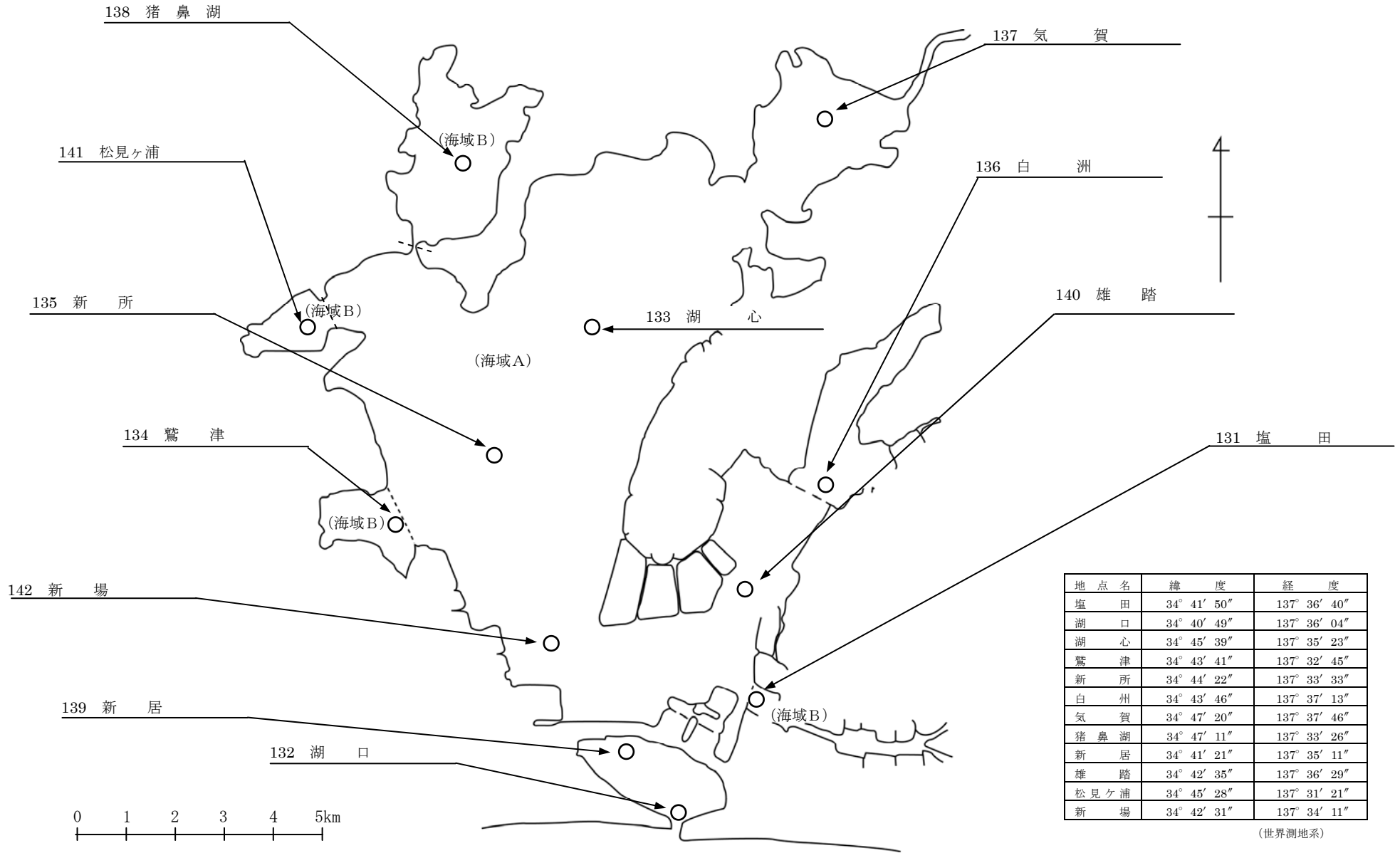


馬込川水域 (河川)

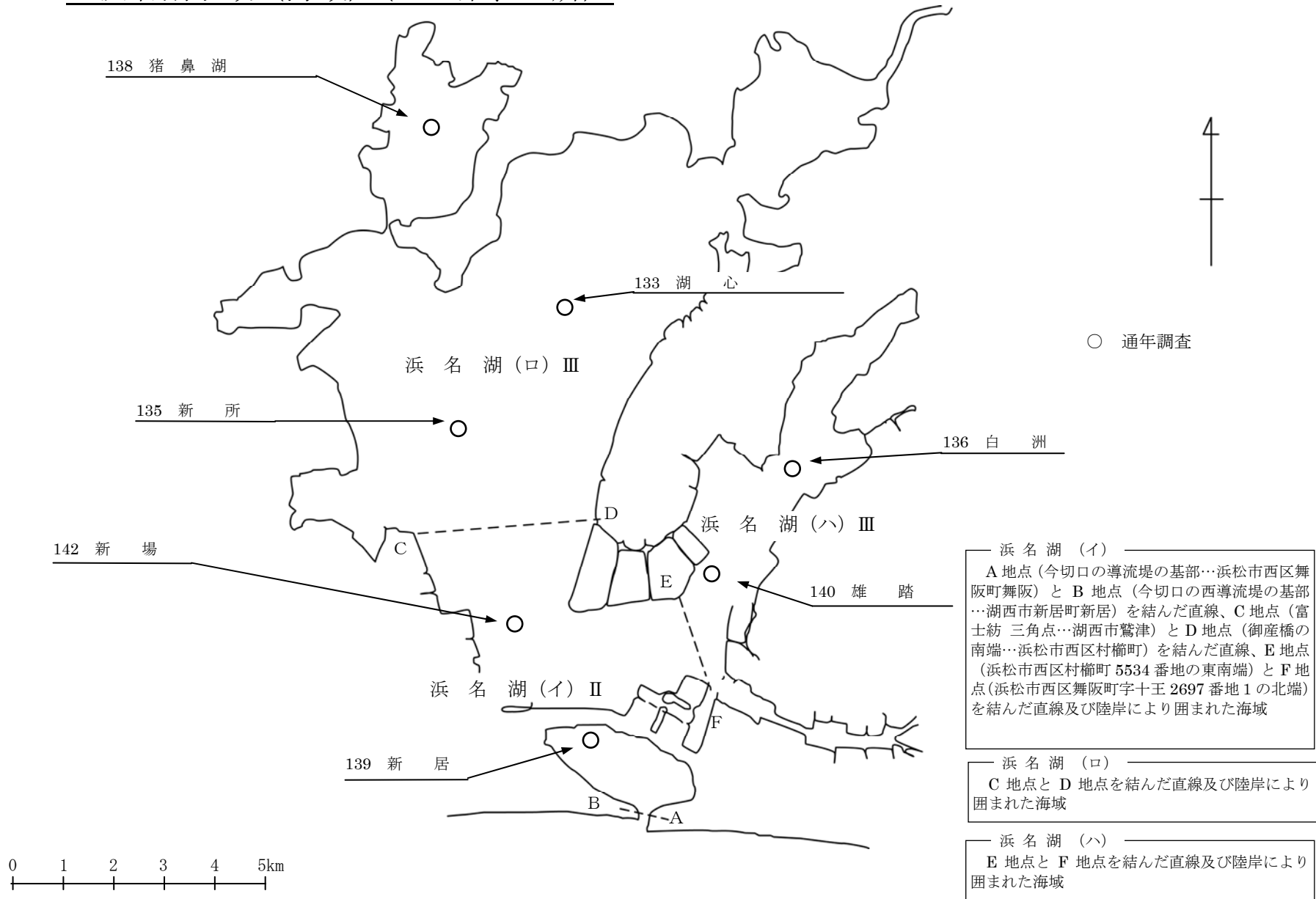


浜名湖水域（海域）（COD、pH等）

○ 通年調査



浜名湖水域（海域）（全窒素、全磷）

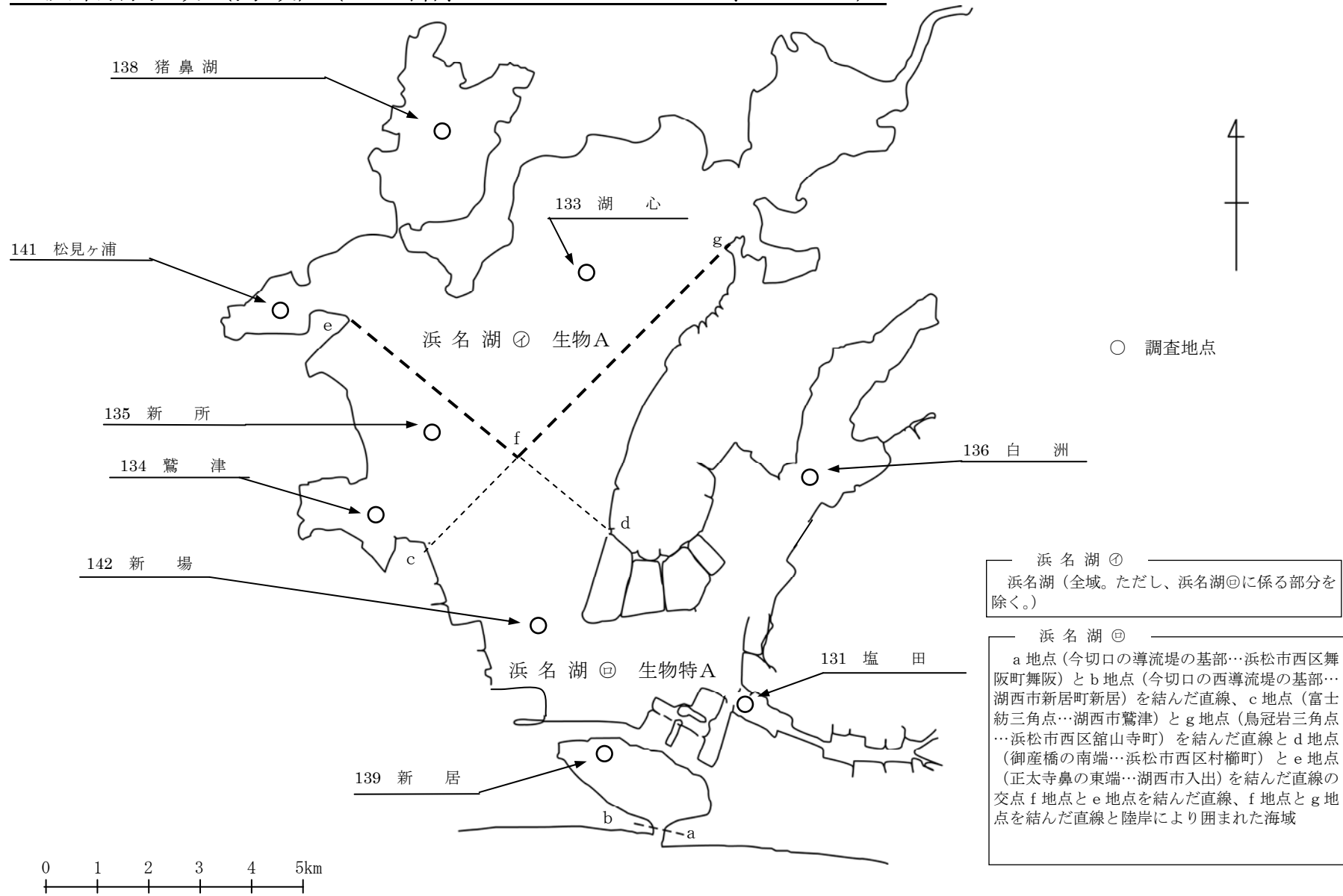


— 浜名湖(イ) —
 A 地点(今切口の導流堤の基部…浜松市西区舞阪町舞阪)と B 地点(今切口の西導流堤の基部…湖西市新居町新居)を結んだ直線、C 地点(富士紡 三角点…湖西市鷺津)と D 地点(御産橋の南端…浜松市西区村櫛町)を結んだ直線、E 地点(浜松市西区村櫛町 5534 番地の東南端)と F 地点(浜松市西区舞阪町字十王 2697 番地 1 の北端)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

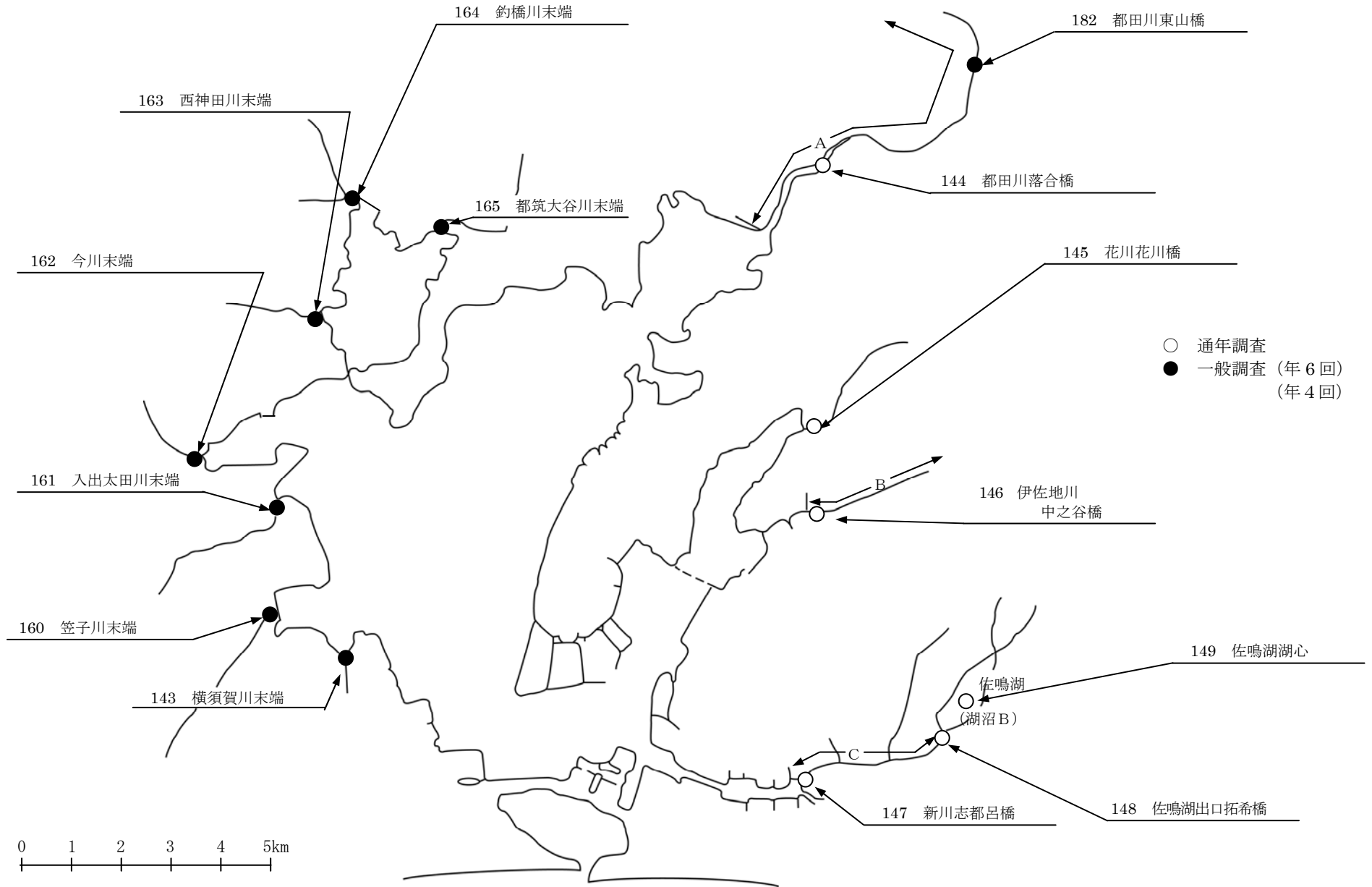
— 浜名湖(口) —
 C 地点と D 地点を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

— 浜名湖(ハ) —
 E 地点と F 地点を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

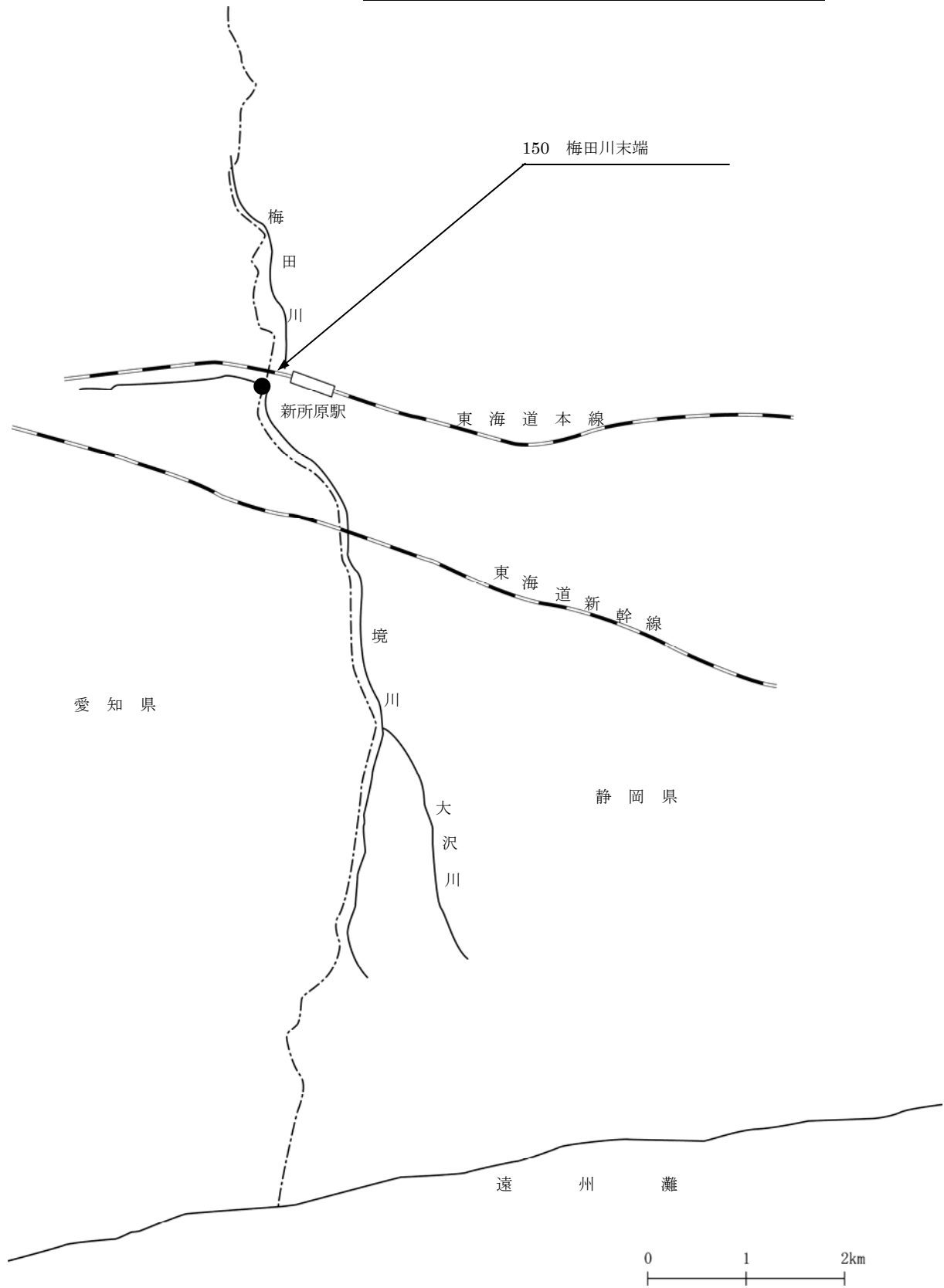
浜名湖水域（海域）（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）



浜名湖水域 (河川、湖沼)



梅田川水域(河川)



150 梅田川末端

梅田川

新所原駅

東海道本線

東海道新幹線

境川

愛知県

静岡県

大沢川

遠州灘

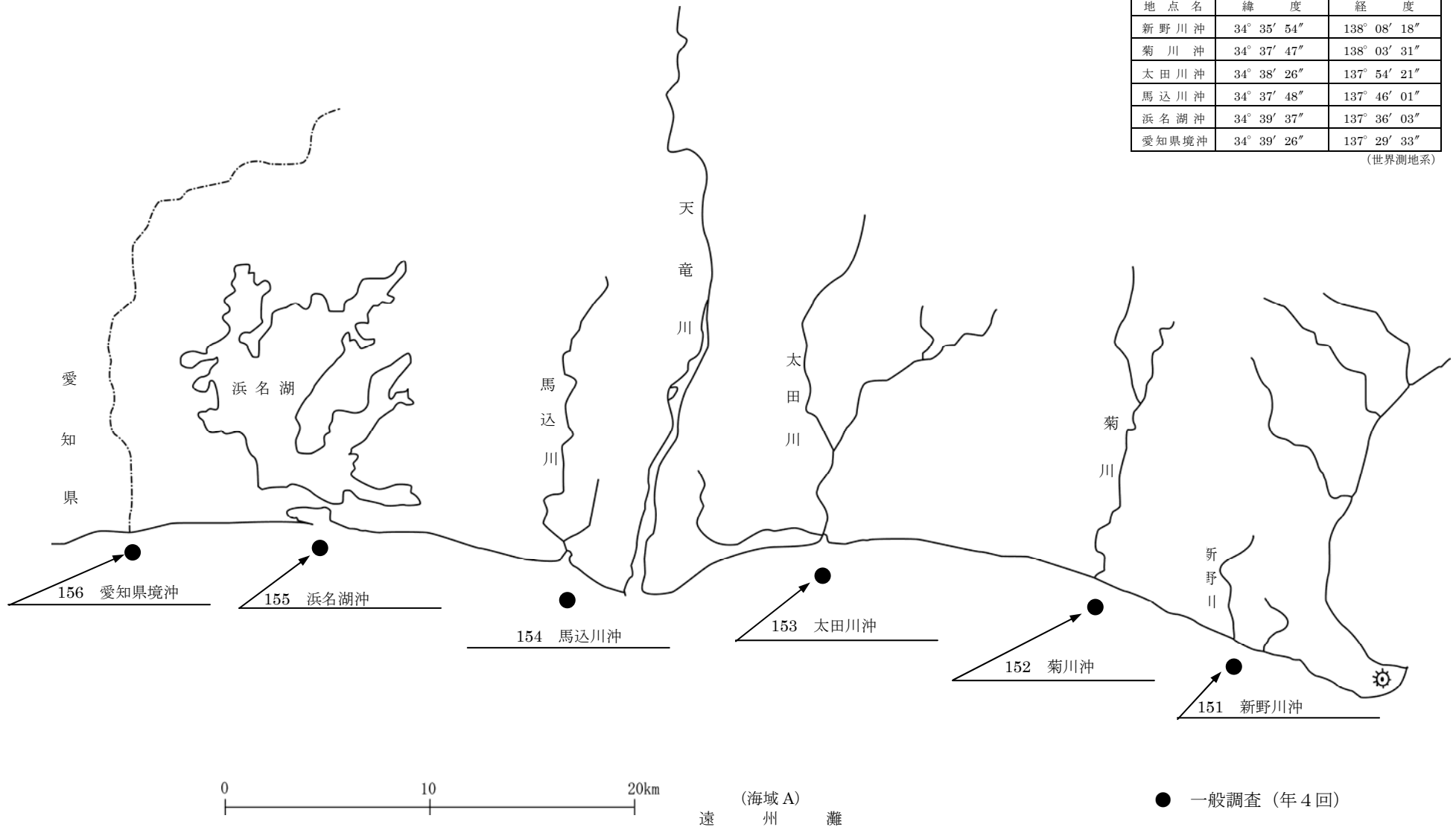
0 1 2km

● 一般調査 (年4回)

遠州灘水域(海域)

地点名	緯度	経度
新野川沖	34° 35' 54"	138° 08' 18"
菊川沖	34° 37' 47"	138° 03' 31"
太田川沖	34° 38' 26"	137° 54' 21"
馬込川沖	34° 37' 48"	137° 46' 01"
浜名湖沖	34° 39' 37"	137° 36' 03"
愛知県境沖	34° 39' 26"	137° 29' 33"

(世界測地系)



別表2 公共用水域水質測定方法等

区分	項目	分析方法	環境基準値等 (mg/l)	報告下限値 (mg/l)
生活環境項目	pH	昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準)に定める方法	6.0~8.5	—
	DO	〃	2~7.5 以上	0.5
	BOD	〃	10~1 以下	0.5
	COD	〃	8~1 以下	0.5
	SS	〃	100~1 以下	1
	大腸菌群数	〃	5,000~50 以下 (MPN/100ml)	—
	全窒素	〃	1~0.1 以下	0.05
	全燐	〃	0.1~0.005 以下	0.003
	全亜鉛	〃	0.03~0.01 以下	0.001
	ノニルフェノール	〃	0.002~0.0006 以下	0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	〃	0.05~0.006 以下	0.0006
健康項目	カドミウム	昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準)に定める方法	0.003 以下	0.0003
	全シアン	〃	検出されないこと	0.1
	鉛	〃	0.01 以下	0.005
	六価クロム	〃	0.05 以下	0.02
	砒素	〃	0.01 以下	0.005
	総水銀	〃	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	〃	検出されないこと	0.0005
	PCB	〃	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	〃	0.02 以下	0.002
	四塩化炭素	〃	0.002 以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	〃	0.004 以下	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	〃	0.1 以下	0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.04 以下	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	1 以下	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006 以下	0.0006
	トリクロロエチレン	〃	0.01 以下	0.001
	テトラクロロエチレン	〃	0.01 以下	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	〃	0.002 以下	0.0002
	チウラム	〃	0.006 以下	0.0006
	シマジン	〃	0.003 以下	0.0003
	チオベンカルブ	〃	0.02 以下	0.002
	ベンゼン	〃	0.01 以下	0.001
	セレン	〃	0.01 以下	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	10 以下	0.02
	ふっ素	〃	0.8 以下	0.08
	ほう素	〃	1 以下	0.1
	1,4-ジオキサン	〃	0.05 以下	0.005
特項殊目	銅	昭和49年環境庁告示第64号(排水基準に係る検定方法)に定める方法	—	0.01
	クロム	〃	—	0.02
その他項目	アンモニア性窒素	日本工業規格K0102の42に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	亜硝酸性窒素	日本工業規格K0102の43.1に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	硝酸性窒素	日本工業規格K0102の43.2に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	燐酸性燐	日本工業規格K0102の46.1に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.005
	塩素イオン	日本工業規格K0102の35に定める方法又はこれに準ずる方法	—	1

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 1,1,2-トリクロロエタンの測定方法で日本工業規格K0125の5に準ずる方法を用いる場合は、1,1,1-トリクロロエタン測定方法のうち日本工業規格K0125の5に定める方法を準用することとする。この場合、「塩素化炭化水素類混合標準液」の1,1,2-トリクロロエタンの濃度は、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法にあっては2 µg/ml、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ法にあっては、2mg/mlとする。

参 考 資 料

1 環境基準設定水域について

(1) 河川及び湖沼

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点(注)
伊豆 水域	伊東大川上流	八代田橋から上流の伊東大川本流	河川A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第958号 S50. 11. 25	○八代田橋
	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	河川B	直ちに達成	H12. 4. 1 見直し	県告示第288号 H12. 3. 28	○渚橋
	河津川	河津川本流	河川A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第958号 S50. 11. 25	○館橋
	稲生沢川	稲生沢川本流	河川A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第958号 S50. 11. 25	○新下田橋 落合浄水場
	青野川	青野川本流	河川A	直ちに達成	H 6. 4. 1	県告示第172号 H6. 3. 4	○加畑橋 石井橋
	白田川	白田川本流	河川A	直ちに達成	H 9. 4. 1	県告示第292号 H9. 3. 25	○しらなみ橋 落合橋
鮎水 沢川 流域	鮎沢川	鮎沢川本流	河川A	直ちに達成	S50. 1. 1	県告示第1141号 S49. 11. 29	○県境 ○竹の下えん堤
狩野 川 水域	狩野川上流	瑞祥橋より上流	河川AA	直ちに達成	S45. 9. 1	閣議決定	○瑞祥橋
	狩野川中流	瑞祥橋から神島橋まで	河川AA	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第89号 H29. 2. 24	○大仁橋
	狩野川下流	神島橋より下流	河川A	直ちに達成	H21. 4. 1 見直し	県告示第11号 H21. 1. 9	千歳橋 ○徳倉橋 ○黒瀬橋
	黄瀬川上流	あゆつぼの滝から上流の黄瀬川本流	河川B	直ちに達成	H 1. 4. 1	県告示第247号 H1. 3. 22	○あゆつぼの滝
	黄瀬川下流	あゆつぼの滝から下流の黄瀬川本流	河川C	5年以内で可及的 速やかに達成	H 9. 4. 1 見直し	県告示第292号 H9. 3. 25	○黄瀬川橋
	大場川上流	出逢橋から上流の大場川本流	河川A	直ちに達成	H 2. 4. 1	県告示第192号 H2. 3. 2	○出逢橋
	大場川下流	出逢橋から下流の大場川本流	河川B	5年以内で可及的 速やかに達成	H15. 5. 1 見直し	県告示第475号 H15. 4. 25	月見橋 ○塚本橋
	来光川上流	大土肥橋から上流の来光川本流	河川A	直ちに達成	H 2. 4. 1	県告示第192号 H2. 3. 2	○大土肥橋
	来光川下流	大土肥橋から下流の来光川本流	河川A	直ちに達成	H21. 4. 1 見直し	県告示第11号 H21. 1. 9	○蛇ヶ橋
田子 の 浦 水 域	潤井川	潤井川本流	河川A	直ちに達成	H18. 4. 1 見直し	県告示第279号 H18. 3. 17	○くすのき橋 富鷹橋 ○前田橋
	沼川上流	昭和第二放水路分岐点から上流	河川C	直ちに達成	H16. 5. 1 見直し	県告示第493号 H16. 4. 20	○井出六橋
	沼川下流	昭和第二放水路分岐点から下流	河川D	直ちに達成	H11. 4. 1 見直し	県告示第276号 H11. 3. 26	清勇橋 ○沼川新橋
富士 川 水 域	富士川(4)	身延橋(山梨県)より下流	河川A	5年以内で可及的 速やかに達成	S48. 3. 31	環境庁告示第21号 S48. 3. 31	北松野 ○富士川橋
	芝川上流	横手沢橋から上流の芝川本流	河川AA	直ちに達成	H 1. 4. 1	県告示第247号 H1. 3. 22	○横手沢橋
	芝川下流	横手沢橋から下流の芝川本流	河川A	直ちに達成	H 1. 4. 1	県告示第247号 H1. 3. 22	○芝富橋
奥 駿 河 湾 水 域	巴川	巴川の河口の左岸(静岡市清水区日の出町2丁目9番地の1地先)と右岸(同市清水区清開1丁目173番地地先)を結んだ直線から上流の巴川本流	河川C	5年を超える期間で 速やかに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	巴大橋 ○区境巴川橋 ○港橋
	興津川上流	八幡橋から上流の興津川本流	河川AA	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第89号 H29. 2. 24	○八幡橋
	興津川下流	八幡橋から下流の興津川本流	河川B	3年	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○浦安橋

(注) 測定地点のうち、○は環境基準点(以下、同じ)

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
静岡 水域	安倍川上流	曙橋から上流の安倍川本流	河川AA	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○曙橋
	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	河川AA	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第89号 H29. 2. 24	○安倍川橋
	藁科川	藁科川本流	河川AA	直ちに達成	H17. 5. 1 見直し	県告示第684号 H17. 4. 26	○牧ヶ谷橋
	浜川	浜川本流	河川C	直ちに達成	H14. 5. 1 見直し	県告示第442号 H14. 4. 30	○浜川新橋
	丸子川	丸子川本流	河川C	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	H16. 5. 1	県告示第493号 H16. 4. 20	○ぺったん橋
志太 水域	瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	河川A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○勝草橋
	朝比奈川上流	新横内橋から上流の朝比奈川本流	河川A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○新横内橋
	瀬戸川下流 及び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横内 橋から下流の朝比奈川本流	河川B	5年を超える期間で 速やかに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○当目大橋
	小石川	小石川本流	河川D	直ちに達成	H13. 9. 1 見直し	県告示第769号 H13. 8. 28	松葉橋 ○八雲橋
	黒石川	黒石川本流	河川C	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○黒石橋
	栢山川	栢山川本流	河川C	3年	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○一色大橋
大井川 水域	大井川上流	駿遠橋より上流	河川AA	直ちに達成	S46. 5. 25	閣議決定	○下泉橋
	大井川中流	駿遠橋から大井川橋まで	河川AA	直ちに達成	H21. 4. 1 見直し	県告示第11号 H21. 1. 9	○神座
	大井川下流	大井川橋より下流	河川A	直ちに達成	H21. 4. 1 見直し	県告示第11号 H21. 1. 9	○富士見橋
榛南 小笠 水域	菊川上流	高田橋から上流の菊川本流	河川A	直ちに達成	S50. 1. 1	県告示第1141号 S49. 11. 29	加茂橋 ○高田橋
	菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	河川B	直ちに達成	H17. 5. 1 見直し	県告示第684号 H17. 4. 26	○国安橋
	牛淵川	牛淵川本流	河川B	直ちに達成	H 2. 4. 1	県告示第192号 H2. 3. 2	堂山橋 ○鹿島橋
	萩間川	萩間川本流	河川A	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第89号 H29. 2. 24	○湊橋
	湯日川	湯日川本流	河川B	直ちに達成	H 4. 4. 1	県告示第187号 H4. 3. 6	○岩留橋
	坂口谷川	坂口谷川本流	河川B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	H 6. 4. 1	県告示第878号 H5. 10. 12	○寄子橋
	勝間田川	勝間田川本流	河川B	直ちに達成	H 6. 4. 1	県告示第878号 H5. 10. 12	○港橋
太田 川 水域	太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	河川A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○二瀬(西)橋
	太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	河川B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○豊浜橋
	原野谷川	原野谷川本流	河川A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○二瀬(東)橋
	仿僧川	仿僧川本流	河川C	直ちに達成	H 9. 4. 1 見直し	県告示第292号 H9. 3. 25	ゴルフ場入口 ○東橋
	敷地川	敷地川本流	河川B	直ちに達成	H 3. 4. 1	県告示第169号 H3. 3. 5	○向笠2号橋
	逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	河川A	直ちに達成	H 4. 4. 1	県告示第187号 H4. 3. 6	○鞍下橋
	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	河川C	直ちに達成	H 4. 4. 1	県告示第187号 H4. 3. 6	逆川橋 ○曙橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
天竜川 水域	佐久間ダム貯水池（佐久間湖）	全域	湖沼A	直ちに達成	H15. 3. 27	環境省告示第36号 H15. 3. 27	○ガキ沖
	天竜川（4）	早木戸川合流点（長野県）から鹿島橋まで（佐久間ダム貯水池（佐久間湖）に係る部分を除く）	河川AA	直ちに達成	S47. 4. 6	環境庁告示第7号 S47. 4. 6	秋葉ダム ○鹿島橋
	天竜川（5）	鹿島橋より下流	河川AA	直ちに達成	H21. 3. 31 見直し	環境省告示第14号 H21. 3. 31	○掛塚橋
馬込川 水域	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込川本流	河川C	直ちに達成	S48. 4. 1	県告示第162号 S48. 3. 2	○茄子橋
	馬込川下流	茄子橋から下流の馬込川本流	河川C	直ちに達成	H10. 4. 1 見直し	県告示第319号 H10. 3. 27	○白羽橋
浜名湖 水域	新川	佐鳴湖橋から新川の河口の左岸（浜松市西区坪井町字長池3, 467番地地先）と右岸（同市同区雄踏町字布見字堀出9, 549番地の3地先）を結んだ直線までの新川本流 ^{注1}	河川C	5年を超える期間で速やかに達成	H 9. 4. 1 見直し	県告示第292号 H9. 3. 25	○志都呂橋
	伊佐地川	内山橋から上流の伊佐地川本流	河川B	3年	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○中之谷橋
	都田川	都田川の河口の左岸（浜松市北区細江町気賀字北嶋2, 736番地地先）と右岸（同市同区同大字大鳥居5, 463番地の14地先）を結んだ直線から上流の都田川本流	河川A	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	東山橋 ○落合橋
	佐鳴湖	新川の左岸（浜松市西区富塚町字佐鳴湖19, 219番地の12）の西南端と右岸（同市同区同町同字19, 204番地の14）の東南端を結んだ直線から佐鳴湖橋までの水域 ^{注2}	湖沼B	5年を超える期間で速やかに達成	H 9. 4. 1 見直し	県告示第292号 H9. 3. 25	湖心 ○拓希橋

注1 浜松市西区雄踏町字布見字堀出9549番地の3は、告示後の地番変更に伴い、浜松市西区雄踏一丁目102番地の1。

注2 浜松市西区富塚町字佐鳴湖19219番地の12及び19204番地の14は、告示後の地番変更に伴い、それぞれ同町同字5191番地及び5208番地の3。

(2) 海域

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
伊豆 水域	伊豆沿岸海域	千歳川右岸（熱海市泉元門川分字山下1番地の1の1地先）から伊豆大瀬崎灯台（北緯35度1分6秒、東経138度47分30秒）に至る陸岸の地先海域	海域A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第958号 S50. 11. 25	○神奈川県境沖 ○熱海巻巻中央 ○網代巻巻中央 ○網代巻巻沖 ○伊東巻巻中央 ○稲取巻巻中央 ○下田巻巻中央 ○妻良巻巻中央 ○松崎巻巻中央 ○土肥巻巻中央 ○戸田巻巻中央
奥駿河 湾 水域	田子の浦港	田子の浦港東防波堤先端と西防波堤の先端を結ぶ線の中央を中心として南方に向かって描く半径700mの円弧及び陸岸により囲まれた海域	海域C	5年以内で可及的速やかに達成	S46. 5. 25	閣議決定	○C-1 ○C-2 ○C-3
	田子の浦地先海域(甲)	田子の浦港東防波堤先端と西防波堤の先端を結ぶ線の中央を中心として南方に向かって描く半径1,700mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって田子の浦港に係る部分を除いたもの	海域B	5年以内で可及的速やかに達成	S46. 5. 25	閣議決定	○B-1 ○B-2 ○B-3
	田子の浦地先海域(乙)	富士川河口左岸から昭和第二放水路河口右岸に至る陸岸の地先海域であって田子の浦港及び田子の浦地先海域(甲)に係る部分を除いたもの	海域A	5年以内で可及的速やかに達成	S46. 5. 25	閣議決定	○A-1 ○A-2 ○A-3
	奥駿河湾	清水灯台（北緯35度0分24秒、東経138度32分0秒）と伊豆大瀬崎灯台（北緯35度1分6秒、東経138度47分30秒）を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域のうち、清水港昭和46年5月25日閣議決定により定められた田子の浦港、田子の浦地先海域(甲)及び田子の浦地先海域(乙)並びに沼津港外港及びその前面海域を除く海域	海域A	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○富士川沖 ○由比川沖 ○I. B. P ○田子の浦沖 ○原町沖 ○志下沖 ○狩野川河口沖

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
奥駿河湾水域	清水港	清水真崎灯台(北緯35度1分0秒,東経138度31分6秒)と清水港興津防波堤灯台(北緯35度2分6秒,東経138度31分6秒)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○江尻埠頭中
	沼津港外港及びその前面海域	狩野川の右岸側の導流堤(沼津市本字千本港口1,901番地の27地先)の先端を中心とする半径500mの円弧、沼津港外港の埠頭及び陸岸により囲まれた海域	海域B	5年	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○沼津新港 前面海域
西駿河湾水域	用宗漁港	東防波堤(静岡市駿河区広野2,261番地の4地先)同防波堤南端と西防波堤(同市同区用宗1,941番地の5地先。計画されているものを含む)南端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○用宗漁港中央
	西駿河湾	清水灯台から御前崎灯台(北緯34度35分33秒,東経138度13分44秒)に至る陸岸の地先海域のうち、用宗漁港、焼津漁港及び大井川港を除く海域	海域A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○久能沖 ○高松沖 ○石部沖 ○焼津漁港中 ○板山川沖 ○勝間田川沖 ○御前崎港中央
	焼津漁港	焼津地区外港第1埠頭護岸(焼津市中港町1,219番地地先)東端と沖南防波堤(計画されているものを含む)北端を結んだ直線、同防波堤、同防波堤南端と小川地区南防波堤(同市石津字浜河原2,245番地の56地先)北端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○焼津漁港 焼津地区港中央 ○焼津漁港 小川地区港中央
	大井川港	北防波堤(焼津市利右衛門地先)同防波堤東端と南防波堤(同市飯淵地先。計画されているものを含む)東端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050号 S48. 11. 20	○大井川港中央
遠水州灘域	遠州灘	御前崎灯台から静岡県と愛知県の境界である陸岸の地点(湖西市白須賀字宿南2,336番地地先)に至る陸岸の地先海域	海域A	直ちに達成	S50. 1. 1	県告示第1141号 S49. 11. 29	○新開川沖 ○菊川沖 ○太田川沖 ○駒込川沖 ○浜名湖沖 ○愛知県境中
浜名湖水域	浜名湖	今切口の東導流堤の基部(浜松市西区舞阪町舞阪官有無番地)と西導流堤の基部(湖西市新居町大字新居官有無番地)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域のうち、鷺津湾、松見ヶ浦、猪鼻湖、奥庄内湖及び宇布見湾を除く海域	海域A	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	湖口 ○湖心 ○新所 ○新所 ○新所 ○新所 ○新所 ○新所
	鷺津湾	湖西市新所字女河浦5,962番地の10地先の堤塘敷の東端と同市鷺津字大畑ヶ2,503番地の30地先の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○鷺津
	松見ヶ浦	洲ノ鼻の南端(湖西市利木字スノハナ499番地の2地先)と松見ヶ浦養殖場の網仕切の南端(同市入出字高山874番地の1地先)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○松見ヶ浦
	猪鼻湖	瀬戸橋及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○猪鼻湖
	奥庄内湖	浜松市西区白洲町字村上3,834番地の1の堤塘敷の南端と同市同区古人見町3,003番地地先の堤塘敷の東北端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○白洲
	宇布見湾	新川の河口の左岸(浜松市西区坪井町字長池3,467番地地先)と右岸(同市同区雄踏町宇布見字堀出9,549番地の3地先)を結んだ直線、同市同区同大字字曾祢地先の埋立地の西端(同市同区同大字字曾祢9,201番地の47の西端から護岸堤防に沿って西へ約480mの地点)と同市同区舞阪町舞阪字十王2,699番地の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域 ^{注1}	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510号 S47. 6. 23	○堀田

注1 浜松市西区雄踏町宇布見字堀出9549番地の3は、告示後の地番変更に伴い、浜松市西区雄踏一丁目102番地の1。

(3) 全窒素及び全燐に係る環境基準の類型

水域	類型	環境基準	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
浜名湖(イ) (別記1の水域)	海域Ⅱ	全窒素 0.3 mg/L 以下 全燐 0.03 mg/L 以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成に 努める。	H 9. 4. 1	県告示第 291 号 H 9. 3. 25	○新居 ○新場
浜名湖(ロ) (別記2の水域)	海域Ⅲ	全窒素 0.6 mg/L 以下 全燐 0.05 mg/L 以下	直ちに達成	H 9. 4. 1	県告示第 291 号 H 9. 3. 25	○湖心 ○新所 ○猪鼻湖
浜名湖(ハ) (別記3の水域)	海域Ⅲ	全窒素 0.6 mg/L 以下 全燐 0.05 mg/L 以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成に 努める。	H 9. 4. 1	県告示第 291 号 H 9. 3. 25	○白洲 ○雄踏
佐久間ダム貯水池 (佐久間湖)	湖沼Ⅳ (全窒素 を除く)	全燐 0.05 mg/L 以下	直ちに達成	H15. 3. 27	環境省告示第36号 H15. 3. 27	○ダムサイト

(備考) 暫定目標 (平成 13 年度) 浜名湖(イ) 全燐 0.032mg/L、浜名湖(ハ) 全燐 0.069mg/L

別記

1 (浜名湖(イ))

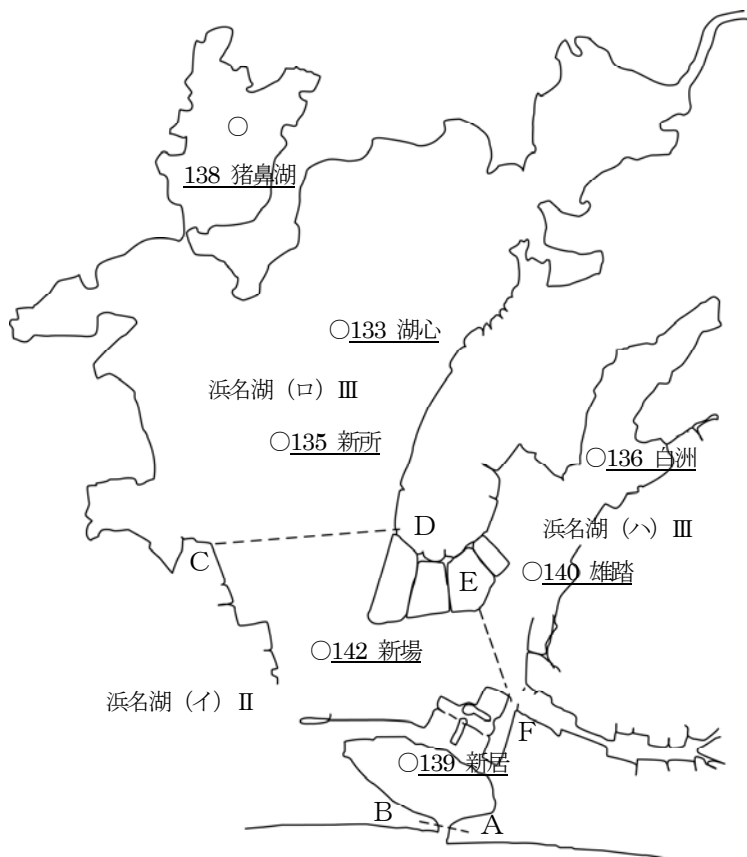
今切口の東導流堤の基部(浜松市西区舞阪町舞阪) (A) と今切口の西導流堤の基部(湖西市新居町新居) (B) を結んだ直線、富士紡三角点 (湖西市鷺津) (C) と御産橋の南端 (浜松市西区村楡町) (D) を結んだ直線、浜松市西区村楡町字臨海 5534 番地の東南端(E) と浜松市西区舞阪町舞阪字十王 2697 番地 1 の北端(F) を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

2 (浜名湖(ロ))

富士紡三角点 (湖西市鷺津) (C) と御産橋の南端 (浜松市西区村楡町) (D) を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

3 (浜名湖(ハ))

浜松市西区村楡町字臨海 5534 番地の東南端(E) と浜松市西区舞阪町舞阪字十王 2697 番地 1 の北端(F) を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域



(4) 水生生物に係る環境基準の類型

ア 河川及び湖沼

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点(注)
伊豆 水域	伊東大川上流	八代田橋から上流の伊東大川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○八代田橋
	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○渚橋
	河津川	河津川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○館橋
	稲生沢川	稲生沢川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○新下田橋 落合浄水場
	青野川	青野川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○加畑橋 石井橋
	白田川	白田川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○しらなみ橋 落合橋
鮎水 沢川域	鮎沢川	鮎沢川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○県境 ○竹の下えん堤
狩野 川 水域	狩野川上流	瑞祥橋より上流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○瑞祥橋
	狩野川中流	瑞祥橋から神島橋まで	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○大仁橋
	狩野川下流	神島橋より下流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	千歳橋 ○徳倉橋 ○黒瀬橋
	黄瀬川上流	あゆつぼの滝から上流の黄瀬川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○あゆつぼの滝
	黄瀬川下流	あゆつぼの滝から下流の黄瀬川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○黄瀬川橋
	大場川上流	出逢橋から上流の大場川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○出逢橋
	大場川下流	出逢橋から下流の大場川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	月見橋 ○塚本橋
	来光川上流	大土肥橋から上流の来光川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○大土肥橋
	来光川下流	大土肥橋から下流の来光川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○蛇ヶ橋
田子 の 浦 水 域	潤井川	潤井川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○くすのき橋 富鷹橋 ○前田橋
	沼川上流	昭和第二放水路分岐点から上流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○井出六橋
	沼川下流	昭和第二放水路分岐点から下流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	清勇橋 ○沼川新橋
富士 川 水 域	富士川下流	笛吹川合流点(山梨県)より下流	生物B	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	北松野 ○富士川橋
	芝川上流	横手沢橋から上流の芝川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○横手沢橋
	芝川下流	横手沢橋から下流の芝川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○芝富橋
奥 駿 河 湾 水 域	巴川	巴川の河口の左岸(静岡市清水区日の出町 2 丁目 9 番地の 1 地先)と右岸(同市清水区 清開 1 丁目 173 番地地先)を結んだ直線から上流の巴川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	巴大橋 ○区境巴川橋 ○港橋
	興津川上流	八幡橋から上流の興津川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○八幡橋
	興津川下流	八幡橋から下流の興津川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○浦安橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
静岡 水域	安倍川上流	曙橋から上流の安倍川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○曙橋
	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○安倍川橋
	藁科川	藁科川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○牧ヶ谷橋
	浜川	浜川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○浜川新橋
	丸子川	丸子川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○ぺったん橋
志太 水域	瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○勝草橋
	朝比奈川上流	新横内橋から上流の朝比奈川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○新横内橋
	瀬戸川下流 及び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横内 橋から下流の朝比奈川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○当目大橋
	小石川	小石川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	松葉橋 ○八雲橋
	黒石川	黒石川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○黒石橋
	栢山川	栢山川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○一色大橋
大井 川 水域	大井川上流	駿遠橋より上流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○下泉橋
	大井川中流	駿遠橋から大井川橋まで	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○神座
	大井川下流	大井川橋より下流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○富士見橋
榛南 小笠 水域	菊川上流	高田橋から上流の菊川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	加茂橋 ○高田橋
	菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○国安橋
	牛淵川	牛淵川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	堂山橋 ○鹿島橋
	萩間川	萩間川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○港橋
	湯日川	湯日川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○岩留橋
	坂口谷川	坂口谷川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○寄子橋
	勝間田川	勝間田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○港橋
太田 川 水域	太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○二瀬橋
	太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○豊浜橋
	原野谷川	原野谷川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○二瀬東橋
	仿僧川	仿僧川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	ゴルフ場入口 ○東橋
	敷地川	敷地川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○向笠 2 号橋
	逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○鞍下橋
	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	逆川橋 ○曙橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
天竜川 水域	佐久間ダム貯水池(佐久間湖)	全域	湖沼生物 A	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	○ダム付近
	天竜川上流	鹿島橋より上流(佐久間ダム貯水池(佐久間湖)に係る部分を除く)	生物A	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	秋葉ダム ○鹿島橋
	天竜川下流	鹿島橋より下流	生物B	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	○掛塚橋
馬込川 水域	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○茄子橋
	馬込川下流	茄子橋から下流の馬込川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○白羽橋
浜名湖 水域	新川	佐鳴湖橋から新川の河口の左岸(浜松市西区坪井町字長池3, 467 番地地先)と右岸(同市同区雄踏一丁目 102 番地の 1 地先)を結んだ直線までの新川本流 ^{注1}	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○志都呂橋
	伊佐地川	内山橋から上流の伊佐地川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○中之谷橋
	都田川	都田川の河口の左岸(浜松市北区細江町気賀字北嶋2, 736 番地地先)と右岸(同市同区同大字字大鳥居5, 463 番地の 14 地先)を結んだ直線から上流の都田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	東山橋 ○落合橋
	佐鳴湖	新川の左岸(浜松市西区富塚町字佐鳴湖5, 191 番地)の西南端と右岸(同市同区同町同字5, 208 番地の 3)の東南端を結んだ直線から佐鳴湖橋までの水域	湖沼生物 B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	湖心 ○拓希橋

イ 海 域

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
浜名湖 水域	浜名湖①	浜名湖(全域。ただし、浜名湖②に係る部分を除く。)	生物A	直ちに達成	H28. 4. 1	県告示第 240 号 H28. 3. 1	○湖心 ○松見ヶ浦 ○猪鼻湖
	浜名湖②	今切口の東導流堤の基部(浜松市西区舞阪町舞阪)(a)と今切口の西導流堤の基部(湖西市新居町新居)(b)を結んだ直線、富士紡三角点(湖西市鷺津)(c)と鳥冠岩三角点(浜松市西区館山寺町)(g)を結んだ直線と御産橋の南端(浜松市西区村櫛町)(d)と正太寺鼻の東端(湖西市入出)(e)を結んだ直線の交点(f)と正太寺鼻の東端(e)を結んだ直線、同交点(f)と鳥冠岩三角点(g)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	生物特A	直ちに達成	H28. 4. 1	県告示第 240 号 H28. 3. 1	○新所 ○新居新場 ○鷺津 ○白洲 ○塩田



2 生活環境の保全に関する環境基準について

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—	

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
II	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
III	水道 3 級 (特殊なもの) 及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下	

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

(注) 基準値は、年間平均値とする。

(3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群 数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴、自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出されな いこと。	水域類型 ごとに指 定する水 域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	

Ⅱ 地下水の水質測定計画

平成 29 年度 地下水の水質測定計画

1 目的

この計画は水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により、静岡県の区域に属する地下水の水質の状況を常時監視するための水質の測定計画について、必要な事項を定めたものである。

2 測定期間

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までとする。

3 測定地点

(1) 環境モニタリング

地点選定方法は以下のとおりで、測定地点の詳細は別表 1、位置図は別図 1 のとおりである。

測定機関	地点選定方法
国土交通省	継続的な水質の状況を把握するため 1 地点で実施する。
静岡県	県域を 10km メッシュに区切り、その各メッシュ内を 2 年に 1 度、1 地点以上で選定する(別図 1)。選定にあたっては、10km メッシュをさらに 4 分割し、8 年間で時計回りに一巡するローリング方式とする(29・30 年度は右下のサブメッシュ)。
静岡市	県が定めた 10km メッシュ(別図 1)を参考とし、原則としてそのメッシュ内の 1 地点以上で選定する。選定にあたっては、市街地から重点的に選定する。
浜松市	県が定めた 10km メッシュ(別図 1)を参考に、人口密度の高いメッシュは調査頻度を高く設定し、おおむね 4 年間で一巡するローリング方式とする。
沼津市	県が定めた 10km メッシュ(別図 1)を参考とし、原則としてそのメッシュ内の 1 地点以上で選定する。選定にあたっては、10km メッシュをさらに 4 分割し、おおむね 4 年間で一巡するローリング方式とする。
富士市	県が定めた 10km メッシュ(別図 1)を参考とし、原則としてそのメッシュ内の 1 地点以上で選定する。選定にあたっては、市街地から重点的に選定する。

(2) 定点モニタリング

これまでの調査で地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年 3 月 13 日付け環境庁告示第 10 号。以下「環境基準」という。)を超過した地域で、継続的な水質の状況を把握するために汚染地点及び対照地点(非汚染)で実施する。

測定地区の変更は以下のとおりで、測定地点の詳細は別表 1、位置図は別図 2 のとおりである。

測定機関	28 年度 地区数	29 年度 地区数	増減	地区数変更の内容
静岡県	17	18	1 地区減 2 地区増	牧之原市東萩間 磐田市富丘、掛川市大淵
静岡市	4	4		
浜松市	5	5		
沼津市	4	4		
富士市	3	3		
計	33	34		

(3) 汚染井戸周辺調査

環境モニタリングの結果等で、環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、汚染範囲等を確認するために実施する。

4 測定項目

(1) 環境モニタリング

地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目のうち、PCB、アルキル水銀を除く 26 項目とする。

(2) 定点モニタリング

これまでの調査で環境基準を超過した項目等とする。

(3) 汚染井戸周辺調査

これまでの調査で環境基準を超過した項目等とする。

5 測定方法

原則として別表 2 に掲げる方法によるものとする。

6 測定回数

別表 1 に記載された回数を測定する。

7 測定機関

国土交通省、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、富士市の 6 機関で実施する。

8 測定結果報告

測定結果の報告は、別表 3 の様式により翌月の 20 日までに静岡県知事へ報告するものとする。ただし、環境基準を超える測定結果が得られたときは、速やかに静岡県知事に連絡するものとする。

9 公表

水質汚濁防止法第 17 条の規定により、測定結果を年 1 回以上公表するものとする。

10 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上、別に定めるものとする。

平成 29 年度 地下水の水質測定計画総括表

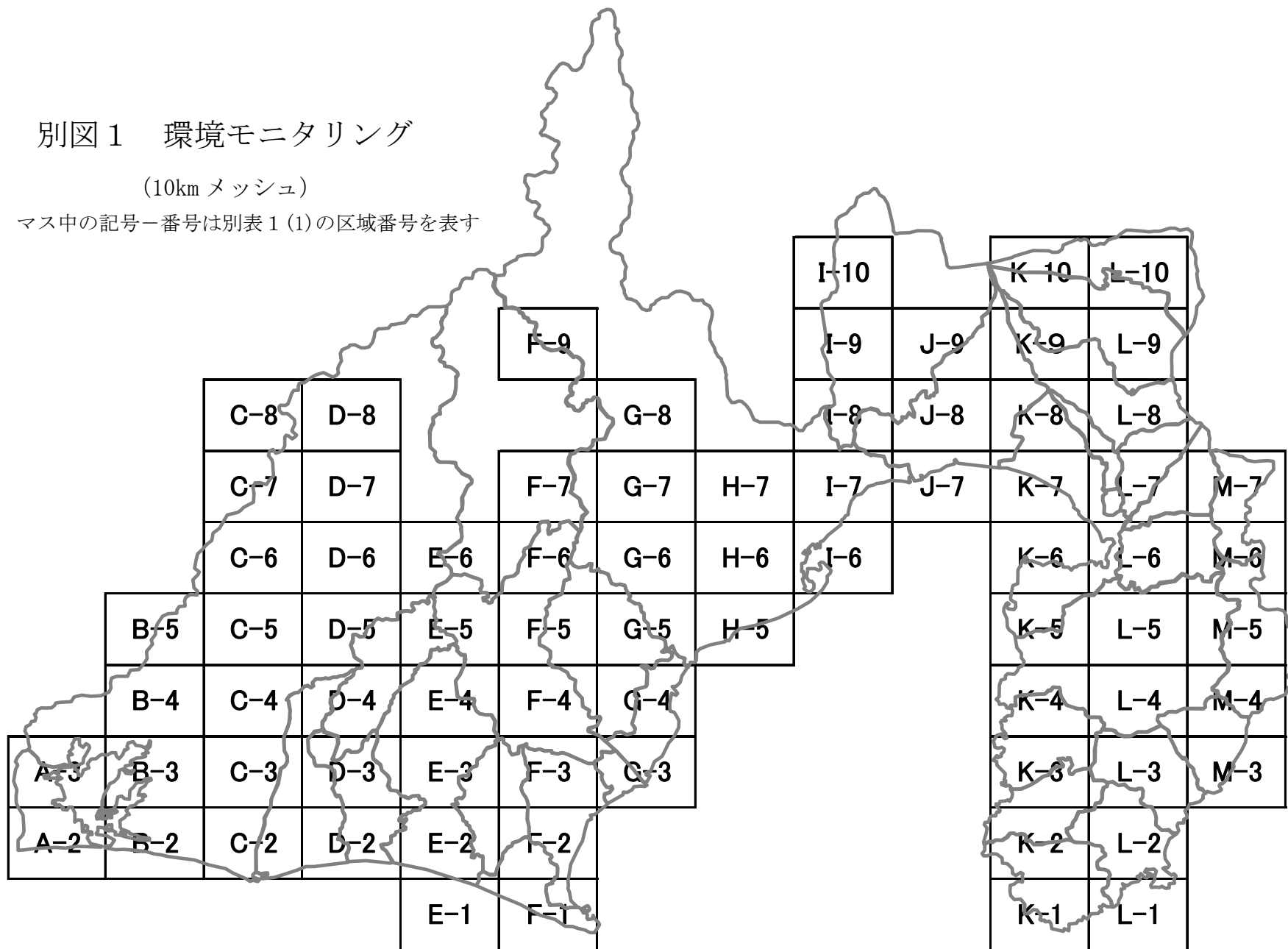
() 県実施分

調査区分	測定地点数	検体数	調査担当機関
環境モニタリング	50 (22)	1,300 (572)	国土交通省、静岡県、 静岡市、浜松市、 沼津市、富士市
定点モニタリング	120 (64)	294 (89)	静岡県、静岡市、 浜松市、沼津市、 富士市
計	170 (86)	1,594 (661)	

別図1 環境モニタリング

(10km メッシュ)

マス中の記号-番号は別表1(1)の区域番号を表す



別図2 定点モニタリング

丸数字は、別表1(2)の地区番号を表す。



別表 1

平成 29 年度 地下水の水質測定計画

(1)環境モニタリング

区域番号	地点名	調査担当機関	測定内容
A-2	湖西市新居町新居	静岡県	測定回数 1回/年
A-3	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日	浜松市	測定項目 下記26項目
B-2	浜松市西区西山町	浜松市	
B-2	浜松市中区神田町	浜松市	カドミウム
B-3	浜松市西区湖東町	浜松市	全シアン、鉛
B-3	浜松市北区細江町気賀	浜松市	六価クロム
C-2	浜松市南区東町	国土交通省	砒素、総水銀
C-2	浜松市東区和田町	浜松市	ジクロロメタン
C-2	磐田市豊岡	静岡県	四塩化炭素
C-3	浜松市東区大瀬町	浜松市	クロロエチレン
C-3	浜松市浜北区貴布祢	浜松市	1,2-ジクロロエタン
C-4	磐田市上野部	静岡県	1,1-ジクロロエチレン
C-4	浜松市浜北区尾野	浜松市	1,2-ジクロロエチレン
D-3	袋井市国本	静岡県	1,1,1-トリクロロエタン
D-4	浜松市天竜区横川	浜松市	1,1,2-トリクロロエタン
D-5	浜松市天竜区春野町宮川	浜松市	トリクロロエチレン
E-2	菊川市下平川	静岡県	テトラクロロエチレン
E-4	島田市牛尾	静岡県	1,3-ジクロロプロペン
E-6	川根本町上長尾	静岡県	チウラム、シマジン
E-6	浜松市天竜区春野町田河内	浜松市	チオベンカルブ
F-1	御前崎市御前崎	静岡県	ベンゼン
F-3	牧之原市坂部	静岡県	セレン
F-5	藤枝市本郷	静岡県	硝酸性及び亜硝酸性窒素
F-6	静岡市葵区相俣	静岡市	ふっ素、ほう素
G-4	焼津市石津	静岡県	1,4-ジオキサン

区域番号	地点名	調査担当機関	測定内容
G-5	静岡市葵区田町一丁目	静岡市	測定回数 1回/年 測定項目 下記26項目
G-5	静岡市駿河区寺田	静岡市	
G-6	静岡市葵区安倍口新田	静岡市	カドミウム 全シアン、鉛 六価クロム 砒素、総水銀
H-5	静岡市駿河区恩田原	静岡市	
H-5	静岡市駿河区大谷三丁目	静岡市	
H-6	静岡市葵区南沼上三丁目	静岡市	
H-7	静岡市清水区中河内	静岡市	
I-7	富士市木島	富士市	
I-8	富士宮市貫戸	静岡県	
I-10	富士宮市猪之頭	静岡県	クロロエチレン
J-7	富士市蓼原	富士市	1,2-ジクロロエタン
J-8	富士市中野	富士市	1,1-ジクロロエチレン
K-2	南伊豆町青野	静岡県	1,2-ジクロロエチレン
K-6	沼津市春日町	沼津市	1,1,1-トリクロロエタン
K-7	沼津市平沼	沼津市	1,1,2-トリクロロエタン
K-7	富士市増川	富士市	トリクロロエチレン
K-8	長泉町元長窪	静岡県	テトラクロロエチレン
K-10	小山町須走	静岡県	1,3-ジクロロプロペン
L-3	河津町川津筏場	静岡県	チウラム、シマジン
L-5	伊豆市日向	静岡県	チオベンカルブ
L-7	沼津市大岡	沼津市	ベンゼン
L-7	函南町平井	静岡県	セレン
L-9	御殿場市深沢	静岡県	硝酸性及び亜硝酸性窒素
M-4	伊東市赤沢	静岡県	ふっ素、ほう素
M-6	熱海市 網代	静岡県	1,4-ジオキサン
計	50地点		延べ 1,300検体

(2) 定点モニタリング

地区 番号	市町名	地区名	地点区分		測定内容		調査担当機関
			汚染	対照	回数	項目	
1	静岡市	新川	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡市
				○	1		
				○	1		
2	静岡市	古庄	○		1	砒素	静岡市
				○	1		
				○	1		
3	静岡市	七ツ新屋	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡市
			○		1		
				○	1		
4	静岡市	三保	○		1	四塩化炭素 トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡市
				○	1		
				○	1		
5	浜松市	北部	○		1	塩化ビニルモノマー 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	浜松市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
6	浜松市	曳馬	○		1	塩化ビニルモノマー 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	浜松市
				○	1		
				○	1		
7	浜松市	高塚	○		1	塩化ビニルモノマー 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン ふっ素 ほう素	浜松市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
8	浜松市	小沢渡	○		1	塩化ビニルモノマー 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	浜松市
				○	1		
				○	1		
9	浜松市	小松	○		1	全シアン 六価クロム 塩化ビニルモノマー 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	浜松市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
10	沼津市	大岡	○		1	1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	沼津市
				○	1		
				○	1		
11	沼津市	沼津駅周辺	○		1	1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	沼津市
				○	1		
				○	1		

地区番号	市町名	地区名	地点区分		測定内容		調査担当機関
			汚染	対照	回数	項目	
12	沼津市	下香貫	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	沼津市
				○	1		
				○	1		
13	沼津市	足高	○		1	1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	沼津市
				○	1		
				○	1		
				○	1		
14	富士市	柳島	○		1	1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	富士市
				○	1		
				○	1		
15	富士市	鮫島	○		1	1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン	富士市
				○	1		
				○	1		
16	富士市	中之郷	○		1	四塩化炭素 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	富士市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
17	熱海市	伊豆山	○		1	1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	静岡県
				○	1		
				○	1		
18	三島市	中郷	○		1	六価クロム	静岡県
				○	1		
				○	1		
				○	1		
19	磐田市	東貝塚	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
20	磐田市	富丘	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
21	掛川市	大和田	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
22	掛川市	国安	○		1	砒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
23	掛川市	大淵	○		1	ふっ素	静岡県
				○	1		
				○	1		
24	御殿場市	杉名沢	○		1	塩化ビニルモノマー 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	静岡県
				○	1		
				○	1		
25	袋井市	南部	○		1	砒素	静岡県
			○		1		
				○	1		

地区番号	市町名	地区名	地点区分		測定内容		調査担当機関
			汚染	対照	回数	項目	
26	湖西市	鷺津・吉美	○		1	1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡県
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
27	御前崎市	白羽	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
28	御前崎市	上朝比奈 ・新野	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
			○		1		
			○		1		
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
29	菊川市	本所	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡県
				○	1		
				○	1		
30	菊川市	牛淵・小沢 ・神尾	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
				○	1		
31	伊豆の国市	神島	○		1	砒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
32	牧之原市	菅ヶ谷	○		1	砒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
33	牧之原市	鬼女新田	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
34	牧之原市	静波	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡県
				○	1		
				○	1		
計	15市町	34地区			120 地点	延べ 294 検体	静岡県 64地点 89検体 静岡市 12地点 24検体 浜松市 21地点 111検体 沼津市 13地点 39検体 富士市 10地点 31検体

(注) 汚染：環境基準を超過した地区の代表的な地点

対照：環境基準を超過した地区の下流部で汚染の広がりを監視する地点

別表 2

地下水の水質測定方法等

項 目	環境基準値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/ℓ 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格K0102 の38.1.2 及び38.2 に定める方法、規格K0102 の38.1.2 及び38.3 に定める方法又は規格K0102の38.1.2 及び38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格K0102の54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg/ℓ 以下	規格K0102 の65.2 に定める方法
砒 素	0.01mg/ℓ 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 1 に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002mg/ℓ 以下	平成 9 年 3 月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/ℓ 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の43.1 に定める方法
ふ っ 素	0.8mg/ℓ 以下	規格K0102 の34.1 若しくは34.4 に定める方法又は規格K0102 の 34.1c）（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	1mg/ℓ 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジ オ キ サ ン	0.05mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格K0102 の43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

別表3

地下水の水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)		()				
調査区分		環境モニタリング		定点モニタリング		
区域番号又は地区番号						
井戸所在地						
井戸名						
井戸の 言	井戸深度 (m)					
	浅井戸	深井戸	湧水	深井戸		
用途		水道水源	一般飲用	生活用	工業用	その他
採水年月日				環境基準値	報告下限値	
水温 (°C)				(mg/l)	(mg/l)	
環	カドミウム			0.003 以下	0.0003	
	全シアン			検出されないこと	0.1	
境	鉛			0.01 以下	0.005	
	六価クロム			0.05 以下	0.02	
基	砒素			0.01 以下	0.005	
	総水銀			0.0005 以下	0.0005	
準	ジクロロメタン			0.02 以下	0.002	
	四塩化炭素			0.002 以下	0.0002	
項	クロロエチレン			0.002 以下	0.0002	
	1,2-ジクロロエタン			0.004 以下	0.0004	
目	1,1-ジクロロエチレン			0.1 以下	0.01	
	1,2-ジクロロエチレン			0.04 以下	0.004	
目	シス-1,2-ジクロロエチレン			—	0.002	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン			—	0.002	
目	1,1,1-トリクロロエタン			1 以下	0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン			0.006 以下	0.0006	
目	トリクロロエチレン			0.01 以下	0.001	
	テトラクロロエチレン			0.01 以下	0.0005	
目	1,3-ジクロロプロペン			0.002 以下	0.0002	
	チウラム			0.006 以下	0.0006	
目	シマジン			0.003 以下	0.0003	
	チオベンカルブ			0.02 以下	0.002	
目	ベンゼン			0.01 以下	0.001	
	セレン			0.01 以下	0.002	
目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			10 以下	0.02	
	硝酸性窒素			—	0.01	
目	亜硝酸性窒素			—	0.01	
	ふっ素			0.8 以下	0.08	
目	ほう素			1 以下	0.1	
	1,4-ジオキサン			0.05 以下	0.005	

注1 濃度単位は全てmg/lとする。

注2 データの記載方法：報告下限値未満はNDと記載しないこと。

(例：<0.001又は0.001未満と記載する。)

注3 濃度の有効数字は2桁とし、3桁目を切り捨てる。

(例：報告下限値0.001の場合：0.0123→0.012)